

第3編

震災対策編

第1部 災害予防対策

第2部 災害応急対策

第3部 災害復旧・復興対策

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 部

災害予防対策

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

《担当部局：総務課、農林整備課、建設課》

竹田市において地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「地震災害に強いまちづくりのための対策」、「地震災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な地震災害応急対策のための事前措置」の3つに区分する。

このうち「地震災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「地震災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害の拡大を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、擁壁等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害予防対策
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 地震災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、職員や市民の防災行動力を強化・向上させ、災害発生に際して地域において適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 効果的な防災訓練の実施
- (2) 防災教育及び啓発
- (3) 消防団・自主防災組織・ボランティアの育成・強化
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（高齢者・旅行者・外国人対策を含む）
- (5) 帰宅困難者の安全確保

- (6) 地域ごとの避難計画の策定
- (7) 市民運動の展開

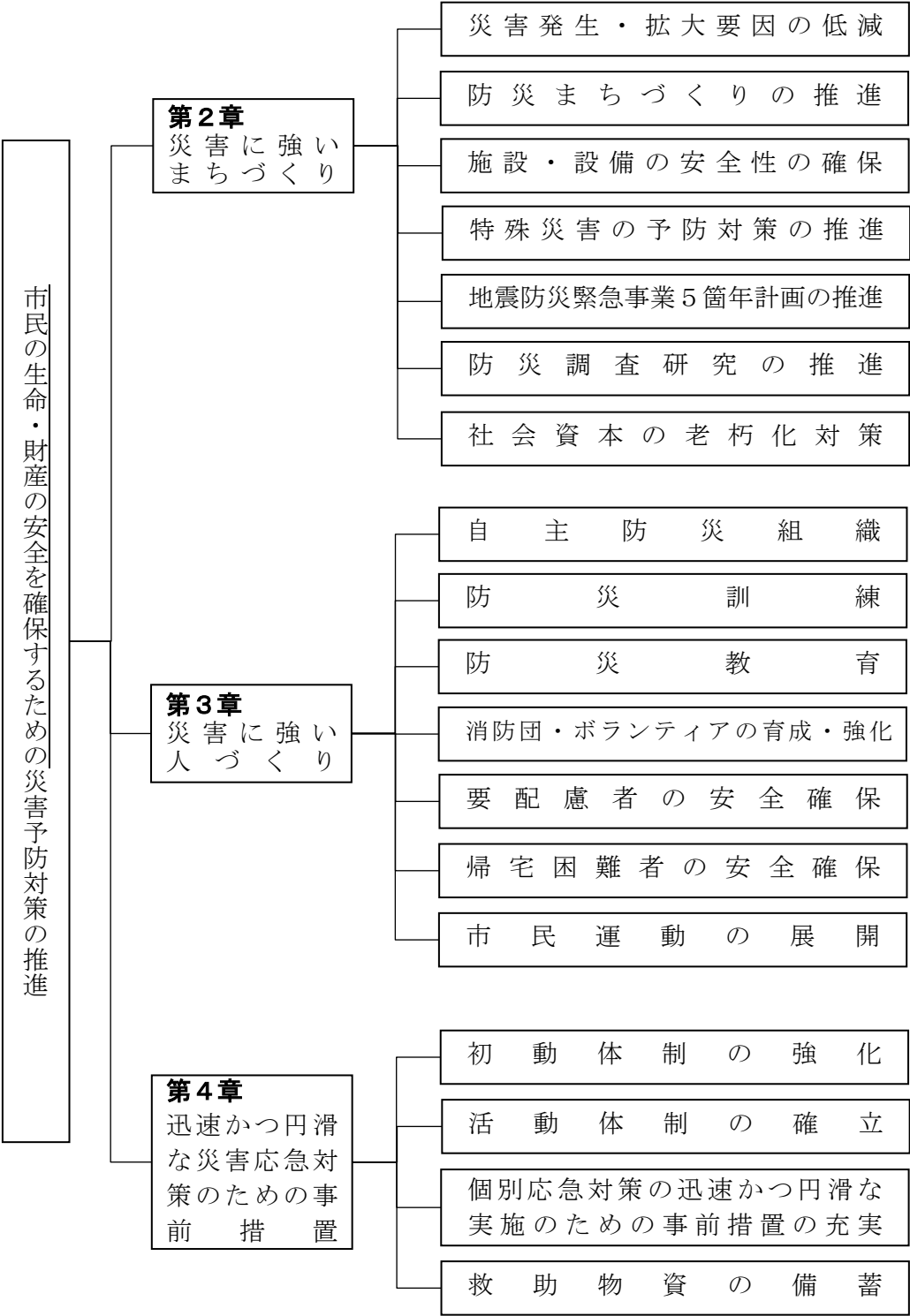
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

地震災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための初動体制の強化、活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限度とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・数量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

竹田市における災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

《担当部局:各課》

「地震災害に強いまちづくり」の計画とは、震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の市土保全事業、地域の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災研究の推進とあわせて、全体として、地震災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

第1節 被害の未然防止事業

《担当部局:総務課、農林整備課、建設課》

地震災害から市域を保全し市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、概ね以下のように区分される。

1 治山事業の促進

(1) 治山事業の基本方針

震災により、流出する多量の土砂を防ぐ治山事業は、山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹危険崩壊地区、地すべり危険地区）における災害の防止と保安林の整備・拡張に重点をおき事業の促進を図る。

(2) 危険箇所の公表・周知

危険箇所については、今後も広報紙等を通じて危険箇所等を周知し、がけ崩れ、地すべり等への関心を高めていく。

2 土砂災害防止事業

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

竹田市は、地形・地質条件等からがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。従来から土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。

(2) 土砂災害防止事業の実施

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

（３）危険箇所の公表・周知

危険箇所については、今後も広報紙等を通じて危険箇所等を周知し、がけ崩れ、地すべり等への関心を高めていくとともに、危険箇所の点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒体制の整備を図る。

（３）急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地は、がけ崩れ、地すべり等災害が懸念される。このような急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命・財産を保護するため県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備に積極的に協力する。

（４）砂防事業等の実施

土砂災害に対処するために、県が実施する砂防工事、地すべり対策工事等の整備に積極的に協力する。

資料編 2-1-1「土砂災害危険箇所（総括表）」

資料編 2-1-2「土砂災害警戒区域等」

資料編 2-1-3「地すべり危険箇所」

資料編 2-1-4「急傾斜地崩壊危険箇所（竹田市営）」

3 道路整備事業の促進

（１）道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業の基礎施設として、地域の均衡ある発展を図る上で最も重要な社会資本であるとともに、震災時においては人員、物資の緊急輸送その他災害対策上重要な役割を発揮する。

そのため、市道の整備については災害応急対策の輸送対策などの障害とならないように、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

（２）道路整備事業の実施

ア 交流ネットワークの充実

地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの充実を図る。また、市域内道路についても、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図る。

イ 要配慮者への配慮

避難地、避難路となる道路、公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮する。

ウ 農道、林道等の整備改良

農道、林道等の産業開発道路についても、積極的に防災的な整備改良を実施する。

4 農地防災事業の促進

（１）農地防災事業の基本方針

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。

地震対策としては、防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）を中心とする事業が実施されているが、その他地震に対する農地防災事業についても計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

（２）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。

（３）防災水利整備事業の実施

震災時の緊急時に消防水利・生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

（４）ため池等整備事業の実施

築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と必要のなくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施する。

また、ため池の決壊に備え、ハザードマップの作成や防災情報伝達体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて推進する。

資料編 2-1-5 「防災重点ため池」

第2節 災害危険区域の対策

《担当部局：総務課、農林整備課、建設課》

震災に関する災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等）及び地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、水防上重点をおくべき区域、土砂災害警戒区域、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所等（以下「災害危険区域」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

竹田市は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域の把握や指定を促進するとともに適宜積極的に公表する。

今後の防災調査研究によって把握される災害危険箇所等を念頭に防災工事等の計画的な防災事業の推進、定期的な点検、ハザードマップ等の作成、市民への広報・啓発並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 防災施設の災害予防管理

《担当部局：総務課、農林整備課、建設課》

震災による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。

地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定める。

1 地震時水害防止施設の予防管理

(1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

(2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災情報システム等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・竹田市）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

(3) 水害防止設備の予防管理の実施

河川の水位情報の取得手段として竹田市が整備する監視カメラ等の設備の維持管理に努める。

2 斜面崩壊防止施設の予防管理

(1) 斜面崩壊防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するため、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備を推進して行く。

(2) 斜面崩壊防止施設の予防管理の実施

危険箇所が多く存在する竹田市においては、斜面災害危険箇所の事前把握を行い、斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れた時、直ちに関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう、初動マニュアルを整備する。

第4節 都市・地域の防災環境整備

《担当部局：総務課、農林整備課、建設課、都市デザイン室、上下水道課》

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 都市の防災構造化

(1) 都市の防災構造化に関する基本方針

竹田市は、中心市街地の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化等を推進していく。あわせて、必要に応じて都市防災構造化対策に関わる計画を策定し、中心市街地の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進し

ていく。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い急崖部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 防災拠点（避難地・避難路）の確保、避難所標識等の設置

一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、避難所標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化していく。

2 地震火災の予防

（１）地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、大規模地震の発生に際して、地震火災の防止を図り、市街地の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進する。

イ 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業等の推進により、老朽化木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

ウ その他の地震火災防止のための事業

消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（２）地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、市街地の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定について調査検討する。

イ 公営住宅の不燃化促進

市営の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

《担当部局：総務課、建設課、都市デザイン室》

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

1 公共施設の安全性確保

（1）公共施設に関する事業の基本方針

市庁舎・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

（2）公共施設に関する事業の実施

竹田市は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

2 一般建築物の安全性確保

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

ア 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会場、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。

イ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

ア 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等の整備を図る。

一般建築物の他、学校等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この計画の定めるところにより実施する。

イ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

第6節 公共施設等の災害予防

《担当部局：総務課、上下水道課》

上水道・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。そのため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずる。

1 上水道・下水道及び工業用水道施設の災害予防

(1) 上水道・下水道施設災害予防事業の基本方針

上水道・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き災害に強い施設の整備に努める。

そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(2) 上水道・下水道施設の災害予防事業の実施

ア 上水道

水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

イ 下水道

下水の流下機能及び緊急輸送路を確保するため耐震性を考慮した管路施設の整備を進めるとともに、施設の改修にあたっては耐震化等の機能向上も考慮した改築等を行っていく。

(3) 道路施設の災害予防

ア 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

イ 道路施設災害予防事業の実施

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設のための補強対策を推進する。

① 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を調査し道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を推進する。

② 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を推進する。

③ トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所について、トンネルの補強を推進する。

第7節 特殊災害の予防

《担当部局：総務課、消防本部》

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施する。災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 危険物災害予防対策

(1) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置

最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

(2) 製造所等の維持管理の指導

竹田市が規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行う。

- ア 位置、製造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めするなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう

必要な指導を行う。

（４）危険物の保安管理指導

竹田市は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行う。

- ア 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休業、廃止の届出の励行
- エ 製造所保安管理体制の確立
- オ 危険物取扱者立会の励行
- カ 危険物保安管理体制の確立

（５）危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

- ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進
- イ 消防機関の立入検査の強化
- ウ 現地指導による整備計画の推進
- エ 指導に従わない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 高圧ガス保安対策

（１）高圧ガスに係る保安

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保に努める。

- ア 各事業者は、「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和 42 年法律第 149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図る。
- イ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ウ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

（２）その他の対策

- ア 液化石油ガス消費者保安対策

- ① 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、

ラジオ、テレビ等による啓発等の実施

- ② 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施
- ③ 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
- ④ 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

イ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

ウ 耐震設備等の整備

国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

《担当部局:各課》

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、竹田市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成23年を初年度とする第4次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に推進していく。

第9節 防災調査研究の推進

《担当部局:各課》

竹田市が実施すべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

竹田市の地震による災害危険区域の実態を把握し、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、竹田市地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第10節 社会資本の老朽化対策

《担当部局:各課》

竹田市は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第11節 大規模災害に備えた拠点の整備

《担当部局:各課》

竹田市は、九州中央における横断軸としての地理的条件を鑑み、南海トラフ等の巨大地震が発生した場合の物流及び避難の拠点として、市の所有する用地を整備していく。

第3章 災害に強い人づくりのための対策

「災害に強い人づくり」は、竹田市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、竹田市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、防災士、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施する。

第1節 自主防災組織

《担当部局:総務課、消防本部》

1 自主防災組織の必要性

災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動が行える体制を確立しておくことが、被害の未然防止、軽減を図るうえで、より有効な対策となる。

また、東日本大震災の教訓からも、平素から強固な地域コミュニティを形成し、支えあっていることができる地域（組織）を目指すことが必要である。

自主防災組織の主な活動（地震時）



2 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

避難勧告時等の避難率の向上を図るには、情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行うことで、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るとともに、小中学校は指定避難所となつていところも多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災啓発

自主防災組織は総務課や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に地域の中で防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、地域住民の理解を得るとともに、自治会、民生委員児童委員、社会福祉施設、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声掛け

自主防災組織の役員等が率先して避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また、玄関先での声かけなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

(8) 住民の安否確認体制

自治会、自主防災組織は、災害時の地域の被害の程度（第1報）、避難の状況など住民の安否に係る情報の提供に努め、早期の救援活動が行えるよう初期情報の連絡体制の充実など竹田市との連携に努める。

3 竹田市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取り組みを推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ア 行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有と事例紹介
- イ 自主防災組織連絡協議会の設置
- ウ 防災士養成講座の実施（支援）
- エ 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施（支援）

(2) 自主防災組織と自治会、消防団等との連携に向けた防災啓発の促進

- ア 自主防災組織が防災まちあるき、災害図上訓練等の活動を行うための支援

(3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ア 自主防災組織と連携した防災啓発の促進と活動のための情報提供
- イ 自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウムの開催（支援）
- ウ 自主防災組織の先進事例などのデータベースの構築と公開
- エ 防災・減災フォーラムの開催

(4) 市との連携強化

- ア 自治会・自主防災組織と連携した住民の安否確認の支援
- イ 救援活動のための市への被災者情報の連絡

4 地域における避難計画づくりについて

住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

そのため、ワークショップの実施には、住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、竹田市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める。

5 地区防災計画

- (1) 住民及び事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として竹田市防災会議に提案するなど、地区と連携した防災活動を行う。
- (2) 竹田市は、地区防災計画を位置付けるよう住民及び事業者から提案を受け、竹田市防災会議において、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第2節 防災訓練

《担当部局：総務課》

竹田市及び防災関係機関は、地域防災計画・防災活動初動マニュアル等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、災害に備えた防災訓練を実施する。

1 防災訓練の基本方針

今後の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得に重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを第一とし、自主防災組織の自主性や地域の特性に応じたきめ細かな訓練を実施する。

(2) 防災シミュレーションの実施

様々な想定状況のもと、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指して防災シミュレーションを実施し、初動マニュアルの有効性の検証や対応の修正を行う。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される地震災害の状況等を踏まえ、目的、内容、方法（時期、場所、等）を具体化した訓練とする。

2 個別防災訓練の実施

防災訓練は、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び主な訓練目標の設定例は、以下のとおりである。

- (1) 想定する地震・地震動に際し、様々な災害発生時刻、規模の設定状況下で初動体制確立、通信、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受け入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等）に配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等を考慮した避難訓練
- (4) 避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練

(5) 民間企業・ボランティア等の活用訓練

3 総合防災訓練の内容

竹田市は県及び防災関係機関との連携のもと、災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施する。総合防災訓練では、概ね次に掲げる内容で行う。

- (1) 防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 災害情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) その他防災応急対策の実施に関する訓練

4 訓練の成果の点検

訓練実施後に結果を検証のうえ、防災訓練の実効性を確保する。

第3節 防災教育

《担当部局:各課》

1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり、周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難にあたっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災啓発がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していく。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

（２）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の各発達段階（幼児・小学校低学年・中学年・高学年・中学生・高校生）や地域の実情を考慮して人命最優先の計画を作成し、指導にあたる。

（３）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な避難行動がとれるようにする。また、地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力ができるようにする。

（４）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の各発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

（５）地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させることが必要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図り、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

（６）教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の各発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災啓発

（１）基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるよう

にする。なお、防災啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災啓発により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

（２）市民に対する防災啓発

竹田市は、県や防災関係機関と協力して、市民に対する防災啓発をホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な啓発を行う。

イ 地震に関する基礎知識、大分県の地震の歴史等

ロ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 警報等発表時や避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

ホ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行なう救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

ヘ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ト 平素住民が実施しうる応急手当、３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、出火防止等の家庭での予防・安全対策

チ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（３）家庭における防災啓発

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図る。

（４）自主防災組織に対する防災啓発

竹田市は、県と協力して講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図る。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などを開催する。

（５）防災上重要な施設における防災啓発

竹田市は、県や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がと

れるよう、研修会や講習会等を通じて、防災啓発を行う。

(6) 各種団体等に対する防災啓発

竹田市は、県や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災啓発を行う。

(7) 防災対策要員（職員等）に対する防災研修

職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて専門的な防災研修を行う。

(8) 災害教訓の伝承

竹田市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、県民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

竹田市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4節 消防団・ボランティアの育成・強化

《担当部局：総務課、社会福祉課、高齢福祉課、消防本部》

消防団、水防団、自主防災組織（地域・事業所）、ボランティアの育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、竹田市及び地域社会にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団への若者の加入者が減少傾向にあることから、若年層の消防団員の確保に向けて関係機関に対する協力要請等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 事業所の自主防災体制の充実

- (1) 多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずる。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意する。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 防災訓練の実施、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ 防災要員の配備

エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

- (2) 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、公的機関の応急・復旧や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

竹田市、県及び防災関係機関は、災害時におけるボランティア・NPO活動に必要な知識等について講習及び訓練を行い、ボランティアの育成に努める。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

第5節 要配慮者の安全確保

《担当部局：総務課、社会福祉課、高齢福祉課、商工観光課、消防本部》

災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿や個別避難計画の作成及び避難行動要支援者を含む高齢者、障がい者、乳児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保や支援を行う。

なお、避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配

慮者」に含まれる。

(要配慮者の例)

①災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば、

- ア 四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- イ 状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、竹田市あんしんネットワークに登録されている認知症の人）
- ウ 要介護認定が中程度（要介護3以上）の高齢者
- エ 難病患者 など

②上記のほか、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば、

- ア 人工透析を行っている人
- イ インスリンの自己注射をしている人
- ウ 特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- エ 集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・発達障がい者）
- オ 妊産婦や乳幼児 など
- カ 日本語の理解が不十分な外国人 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び活用等

竹田市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改訂）内閣府）」を参考に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

ア 避難支援等関係者となる者

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団、福祉関係者等

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活する者であって、災害時に自ら避難することが困難な

1. 身体障がい者手帳を所有し、1級または2級の判定を受けている者
2. 療育手帳を所有し、A1またはA2の判定を受けている者
3. 精神障害者保健福祉手帳を所有し、1級の判定を受けている者
4. 難病患者（大分県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている者）のうち、自力で避難することなどに支障が生ずるおそれのある者

5. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護状態区分が3以上の認定を受けている者

6. その他災害時に支援が必要な者

ウ 名簿作成に必要な情報の集約

作成にあたっては、災害時に支援が必要とされる者の情報を保有している担当部局の台長等をもとに要支援者の把握を行い、作成するものとする。

また、名簿に登載する必要があると認める者に避難行動要支援者名簿登録同意書を交付し、名簿登載の同意を求めるものとする。

エ 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

オ 名簿情報の提供

1. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供することができるものとする。

2. 避難支援等関係者等への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市長の決定により、市の関係機関、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができるものとする。

（2）個別避難計画の作成及び活用

災害が発生し又はそのおそれが高まった時に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難するかを定めておくことが必要である。

このため、自治会長、民生委員・児童委員、福祉関係者等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

ア 個別避難計画の作成

個別避難計画は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に指定されている地域に居住する者のうち、（1）. イに該当する者とし、市が主体となり避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について、具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて随時、情報の更新を行うこととする。具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合は、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。

ウ 個別避難計画情報の提供

1. 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができるものとする。

2. 避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認められるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供できるものとする。

エ 個別避難計画作成の進め方

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、優先的に作成するものとする。

(3) 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
2. 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
3. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報流出することが無いように指導するものとする。
4. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
5. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく、団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(4) 避難誘導体制の整備

竹田市は、要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織が行う防災訓練を支援し、定期的に検証を進める。

また、竹田市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災

組織が地域の実情に応じて、自動車の利用など移動手段をあらかじめ確認しておくよう支援する。

(5) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定

竹田市は、避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員・保健師・防災士の派遣等について、社会福祉法人、関係団体等に協力を要請する。

【福祉避難所について】

① 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

② 福祉避難所への入所対象者の把握

竹田市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況の把握を行う。

③ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

竹田市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報の把握を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

④ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定するが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、福祉避難スペースの確保と併せ、指定を推進する。

(6) 防災設備・物資・資機材等の整備

竹田市は、災害初期の食料・飲料水等については、概ね3日間を市民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するとともに、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(7) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

竹田市はホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接

することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

また、特殊な薬剤や医療が必要な疾患を持つ人に対しては「健康手帳」や「お薬手帳」の常備や携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

ア 竹田市

竹田市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう指導・支援する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

イ 社会福祉施設等の管理者

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。

また、竹田市、自主防災組織、自治会、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 竹田市

竹田市は、社会福祉施設等の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者

社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、地震災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、地震災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

竹田市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し避難地及び避難路等の防災基盤の整備を推進する。県は、竹田市の防災基盤の整備事業を支援する。

3 要配慮者対策における体制整備

災害の発生に伴い、避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施す

る。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- (2) 災害援助協定を締結している市町村に、速やかに応援を要請する。
- (3) 県を通じ、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講じる。

4 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保

非常電源の確保や災害発生後に通信回線が輻輳（ふくそう）した場合の対策等の措置を講じる。

(1) 基本方針

竹田市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地をかかえる竹田市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

(2) 実施内容

ア 竹田市

竹田市は、避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

イ 自主防災組織等

自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を推進する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点になれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努める。

6 外国人の安全確保

(1) 基本方針

竹田市は、国際化の進展に伴い、市内に居住し、又は来市する外国人が多様化していることを踏まえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的

確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

竹田市は、避難所・避難路の標識への外国語の付記や、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

竹田市及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

また、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練を検討する。

7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

竹田市は、水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって本計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難行動確保計画作成を支援する。

資料編 2-1-6 「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

第6節 帰宅困難者の安全確保

《担当部局：総務課、商工観光課》

大規模な災害が発生した場合、生活道路の分断や交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

竹田市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民への啓発

竹田市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

竹田市は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討の協力を要請する。

また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、飲料水、情報の提供についての協力をするよう要請する。

第7節 地域ごとの避難計画の策定

《担当部局:総務課》

住民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、竹田市の協力を得ながら、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定にあたっては、住民のみならず、地域内で活動している公共的団体、民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するにあたっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入する。

(1) 竹田市の役割

ア ワークショップへの参画・支援

ワークショップ参加の住民への呼びかけ・必要な資料・用品の準備

イ 住民等から提案のあった防災対策への支援

(2) 住民等の役割

ア ワークショップの運営

イ 住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ

ウ 地域ごとの避難計画の策定

エ 地域ごとの避難計画を地域の住民等に周知

第8節 市民運動の展開

《担当部局:各課》

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

(1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努める。

(2) 市民は、自らが生活する地域において、竹田市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生する恐れのある危険箇所、避難場所、避難経路、避難方

法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。

- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、竹田市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

竹田市、防災関係機関は、災害に強いまちづくり・人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

1 竹田市

(1) 防災会議

竹田市防災会議は、竹田市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

(2) 初動マニュアルの整備

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部室等）や初動段階の職員参集基準等について、本庁及び支所の地域特性にあわせて事前に整備する。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

第1節 初動体制の強化

《担当部局:各課》

竹田市は、各編の災害応急対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を本庁及び支所において推進する。

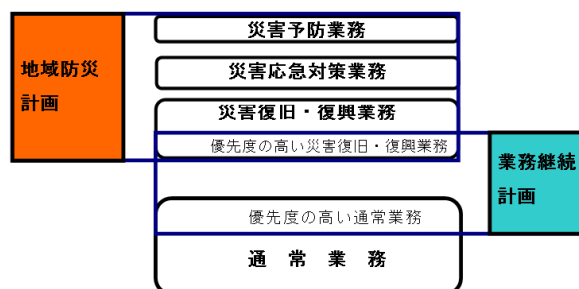
突然発生する災害に竹田市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

(1) 業務継続計画（BCP（Business-Continuity-Plan）の略）の策定

竹田市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するためには、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

○地域防災計画と業務継続計画



(2) 受援計画の策定

竹田市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、罹災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員をできるだけ早くかつ多く配備することは、初動期の活動のための絶対条件の一つである。そこで、職員が災害発生後速やかに参集し職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用連絡体制の確立

災害が発生した場合、勤務時間内、勤務時間外を問わず24時間、職員との連絡体制を確立する。

また、警戒1次体制、警戒2次体制の職員は、携帯電話等を常時携帯し、常に呼び出しが可能な体制を確立する。

イ 庁内執務室等の安全確保

勤務時間中の発生時に、執務室内に備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室等の安全の確保を徹底する。

ウ 職員初動マニュアルの作成配布

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できるよう「職員初動マニュアル」により、初動体制意識の徹底を図る。

エ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭においても防災対策を徹底し、本人並びに家族の被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ① 災害用伝言サービス（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」など）の利用
- ② 携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ③ 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かつての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

（４）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の設置に関わる備品、資機材を整備する。

また、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布、トイレットペーパー等の備蓄について検討する。

（５）災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

① 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、大分県震度情報ネットワークシステムにより震度計を設置し、震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築している。

② 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていく必要がある。

イ 情報機器の整備と通信手段の多様化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ① ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ② 県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ③ 移動通信事業者が提供する緊急速報メール配信（エリアメール等）体制を確立する。
- ④ ツイッター等を活用した情報発信を促進する。
- ⑤ 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ⑥ アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ⑦ 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。
- ⑧ 公共情報コモンズによる迅速な災害情報の発信

（※）公共情報コモンズ

報道機関やポータルサイト（Yahoo 等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯

電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

第2節 活動体制の確立

《担当部局:各課》

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の事前措置となる活動体制の強化と資機材等を整えておく必要がある。

1 職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

- (1) 職員を対象とした防災研修の実施
- (2) 職員を対象とした参集訓練等の実施
- (3) 防災担当職員、災害連絡員の育成
- (4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、市災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

2 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材、医薬品・医療用資機材、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、迅速に所要量を確保できる体制を推進する。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を促進する。

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、整備を図る。

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品、医療用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるが、十分な量を備蓄しておくことが難しいため、ある程度は保健健康課において備蓄し、県等の支援を受けながら不足分については緊急通達を迅速に実施できるよう、業者との協定を締結する。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内（生命維持に3日、内閣府は1週間を推奨）を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるよう備蓄に関する啓発及び対策を講ずる。

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、毎年5月末日を目標に、備蓄資機材を点検し、不足分の追加補

充等その整備拡充を図ることとする。

3 連携体制の充実及び応援体制の強化

(1) 市町村間の相互応援協定締結の推進

竹田市は、隣接する市町村及び文化的交流関係を構築している遠隔の地にある市町村と広域相互応援協定の締結を推進し、協力体制を整備する。

ア 今後、災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。

イ 常備消防については、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

ウ 他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進する。

(2) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、竹田市、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、以下の対策を講じていく。

ア 市町村災害対策本部と地区災害対策本部との連携

イ 防災対策に関する専門研修等の実施

ウ 図上訓練等の実施により連携体制の強化

エ その他

(3) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害時の連携が円滑に行えるよう、市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定の締結を推進し、協力体制を整備する。

(4) ボランティアとの連携体制の充実

ア 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるようボランティア団体の育成及び活動拠点の整備を促進する。

イ 災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時に振興局や市町村、市町村社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」に参画する。

資料編 2-1-7 「災害・防災に関する協定等」

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

(1) 緊急通行車両の事前届出

災害時の緊急輸送の確保を図るために交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには、緊急通行車両の確認が行われるため、事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける。公用車についても、事前に届出をし、緊急時に迅速な対応ができるよう整備しておく。

（２）臨時ヘリポートの確保

竹田市が孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう市営野球場、福祉健康エリア、久住総合運動公園、直入総合運動公園を臨時ヘリポートとして指定する。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

（１）報道機関との連携

行政からの情報を迅速・的確に情報を発信するため、必要に応じて報道機関等を通じて、情報発信・情報収集に努める。

（２）インターネットを活用した情報発信

報道機関等を通じての報道体制の確立や、パソコン通信・インターネット（竹田市ホームページ、ツイッター、エリアメール等）を通じた情報発信・情報収集の充実に努める。

6 広域応援体制の活動拠点

大規模災害時における救助・救急等を円滑かつ効果的に実施するため、県や関係機関との連携体制を構築し、広域応援体制の活動拠点機能の充実に努める。

必要な防災機能として、①情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート機能、④全国から集積する救援物資の輸送拠点への仕分・輸送拠点機能を配置する。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県の定期的に住家被害調査研修会に参画し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、被害調査に係る市町村間の応援体制の充実に目指す。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

《担当部局：総務課、教育委員会》

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急救急医療、消防活動、災害拡大防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

（１）地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報を住民に迅速に知らせる情報伝達対策の充実に努める。

（２）住民の安否確認

災害時の地域の被害・避難の状況など地域住民（要配慮者）の安否に係る情報の収集に努め、早期の救援活動が行えるよう自治会、自主防災組織、民生児童委員等との初期情報の連絡体制の確立に努める。

（３）避難誘導対策

危険な建物、地域から安全な場所に市民等を避難させる際には、避難行動要支援者を最優先する。

（４）救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるような訓練及び資機材整備の充実に努める。

（５）救急医療対策の充実

大規模災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療措置を施すためには、災害に強い医療施設・設備の耐震化を進めていく必要がある。

そのために、竹田市と竹田市医師会等と医療関係者の連携のもとに、総合的な緊急医療対策を推進していくこととする。

（６）消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、以下の対策を推進する。

ア 防火水槽や消防車両等の消防防災施設・設備の充実を図る。

イ 消防団員確保のために、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進する。

ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材等の整備の推進を行う。

2 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、市は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を行なう。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。市は県をはじめ防災関係機関と相互に連携して、避難誘導等の活動について、情報を共有する。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室の整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域避難体制の構築

要配慮者が竹田市内で保健福祉サービスを受けることができない場合には、周辺市の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、事前に受入れ時の手続き等を調整しておく必要がある。

また、県内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制を整備する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 食料、飲料水、寝具、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活必需品の備蓄

災害に対応できるよう、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、飲料水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、飲料水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、設置場所の設定とプレハブ建築協会等との間で協定等の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(6) 文教対策に関する事前措置

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合、使用のあり方及び学校職員の行動

方針等の検討

- イ 時間外災害発生時の児童、生徒の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立と指導

(7) 環境衛生対策に関する事前措置

- ア 非常用トイレの確保
- イ 清掃車、し尿処理車の確保
- ウ 消毒用動力噴霧器及び薬剤の確保

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震等の検証に基づき、大規模災害時の迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県に準じて「全県統一の被災者台帳システム」の導入に向けて、運用のルール等をあらかじめ検討する。

第4節 救助物資の備蓄

《担当部局：総務課、農政課》

東日本大震災を踏まえ、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布等の計画的な備蓄を行う。

- ① 発災から3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。
- ② 公助は、流通備蓄、現物備蓄をそれぞれの内2分の1ずつ確保する。
- ③ 現物備蓄の県と市の割合は2分の1を目安とする。

また、県は、市町村において整備しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

- ③ 現物備蓄の県と市の割合は2分の1を目安とする。
- ④ 備蓄物資の円滑供給のための事前措置

災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平常時から変更がある都度、下記内容を調達・輸送班に情報提供する。

- 1 備蓄物資の保管内容
- 2 備蓄物資の保管担当者及び連絡先

第2部

災害応急対策

第1章 災害応急対策計画の基本方針等

第1節 災害応急対策計画の基本方針

《担当部局：各班》

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震発生時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。竹田市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速・的確な災害応急対応が遂行されなければならない。そのため、市では、地震発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていく。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

特に、本市の場合、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行する。

3 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることができる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、市報、広報車、ケーブルネットワーク告知端末、インターネット（竹田市ホームページ、ツイッター等のソーシャルメディア等）等多様な方法を用いて広報する。

第2節 市民に期待する行動

《担当部局：各班》

「自らの生命・財産を自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、また、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。もちろん、防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的とするため、また、地震による被害を最小限に止めるために、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れの恐れ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯、携帯ラジオや携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようにしておくとともに、地域での防災訓練に参加し、避難場所等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生の恐れがあると判断した場合、また、消防署、警察署（駐在所）等の出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、ケーブルネットワーク告知端末等によって正しい情報の把握に努める。
（むやみに市役所、消防署、警察署（駐在所）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）

2 地域

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに避難所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器等を用いて初期段階での消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防署、消防団等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、一人暮らし等）、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況や住民の安否を迅速に把握し、市役所、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。なお、自営消防組織をもつ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

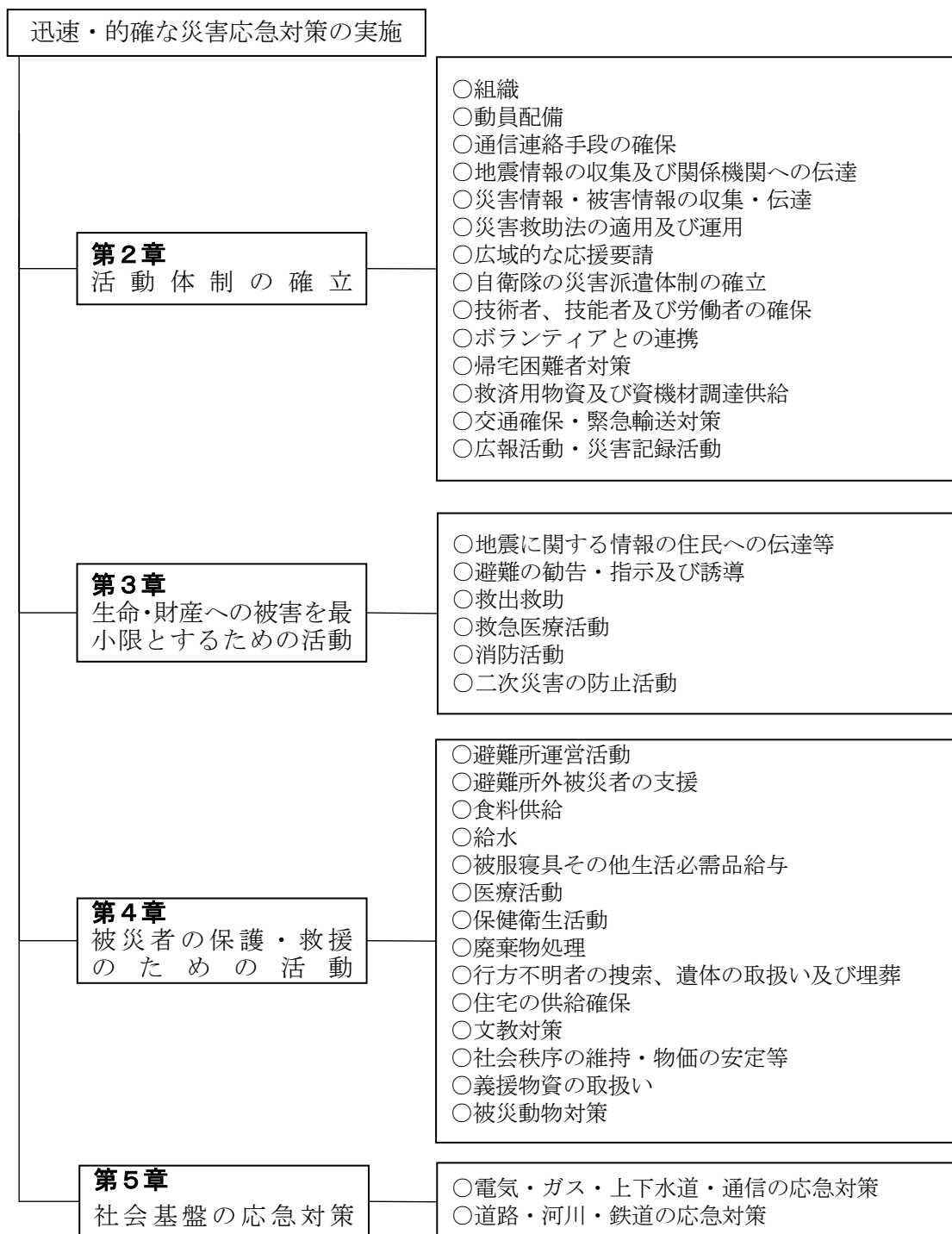
4 災害対応職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】（再掲）

- ①災害用伝言サービス（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」など）の利用
- ②携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ③「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かつての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3節 計画の体系



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

《担当部局:全部署》

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は災害の発生する恐れがある場合に、当該災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するため必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災機関においては、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を以下により整備する。

なお、竹田市において、本計画に定めるほか個別具体的な事項は、「竹田市災害対策本部条例」「竹田市災害対策本部規程」「防災活動職員初動マニュアル」等により確立する。

資料編 2-2-1 「竹田市災害対策本部条例」

資料編 2-2-2 「竹田市災害対策本部規則」

2 災害発生時における組織体制

市長は、地震による災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置する。「災害対策本部組織図」参照

(1) 災害対策連絡室の設置

ア 設置基準

- | |
|-----------------------|
| ① 市内で震度4の地震が発生したとき |
| ② 災害発生危険性があるとき |
| ③ その他、市長・支所長が必要と認めたとき |

イ 設置場所

- | |
|----------------------|
| ① 市役所総務課内に災害対策連絡室を設置 |
| ② 各支所内に支所災害対策連絡室を設置 |

ウ 組織職制

- | |
|--|
| ① 災害対策連絡室
室長（総務課長又は課長が指名する者）・室員（警戒1次及び2次体制要員） |
| ② 支所災害連絡室
室長（支所長又は支所長が指名する者）・室員（警戒1次及び2次体制要員） |

エ 処理すべき主な事務

- | | |
|---------------|------|
| ① 被害情報収集 | ② 巡視 |
| ③ 県及び関係機関への連絡 | |

オ 廃止基準

- | |
|-------------------------------|
| ① 警報等が解除され、体制を継続する必要がないと認めるとき |
| ② 被害状況等の各種情報により室長が廃止を決定したとき |
| ③ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき |

(2) 災害警戒本部の設置

ア 設置基準

- | |
|-----------------------|
| ① 市内で震度5弱の地震が発生したとき |
| ② 軽微な災害が発生したとき |
| ③ その他、市長・支所長が必要と認めたとき |

イ 設置場所

- | |
|---------------------|
| ① 市役所内庁議室に災害警戒本部を設置 |
| ② 各支所に支所災害警戒本部を設置 |

ウ 組織職制

- | |
|--|
| ① 災害警戒本部
本部長（副市長）・副本部長（総務課長）・部員（警戒3次体制要員） |
| ② 支所災害警戒本部
本部長（支所長）・副本部長（地域振興課長）・部員（警戒3次体制要員） |

エ 処理すべき主な事務

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① 被害情報収集・把握 | ② 県及び関係機関への連絡活動及び住民への周知 |
| ③ 災害応急活動が速やかに実施できる体制準備 | |

オ 廃止基準

- | |
|------------------------------|
| ① 被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき |
| ② 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき |

(3) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

- | |
|------------------------------------|
| ① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき |
| ② 大規模な災害が発生し、その被害が相当な規模におよぶ恐れがあるとき |
| ③ 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき |
| ④ その他、市長・支所長が必要と認めたとき |

イ 設置場所

- | |
|---------------------|
| ① 市役所内庁議室に災害対策本部を設置 |
| ② 各支所に支所災害対策部を設置 |

ウ 本部会議の開催

●本部会議の協議事項（処理すべき主な事務）

本部会議の進行は、総務課長が総括して進める。

【本部会議の協議内容】

- ① 職員の初動体制に関すること
- ② 被害調査、情報収集に関すること
- ③ ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること
- ④ 医療機関の被害状況に関すること
- ⑤ 鉄道、バス等公共交通機関の被害状況に関すること
- ⑥ 道路、橋りょうの損壊状況に関すること
- ⑦ 家屋等の被害状況に関すること
- ⑧ 避難勧告、指示及び避難誘導に関すること
- ⑨ 避難所の開設に関すること
- ⑩ 避難場所の利用状況に関すること
- ⑪ 緊急輸送路の確保に関すること
- ⑫ 行方不明者・負傷者の救助対策に関すること
- ⑬ 国、自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請
- ⑭ 災害対策経費に関すること
- ⑮ 災害救助法の適用に関すること
- ⑯ 専門職の集約協議
- ⑰ その他災害対策の重要事項等に関すること

資料編 2-2-3 「竹田市防災会議条例」

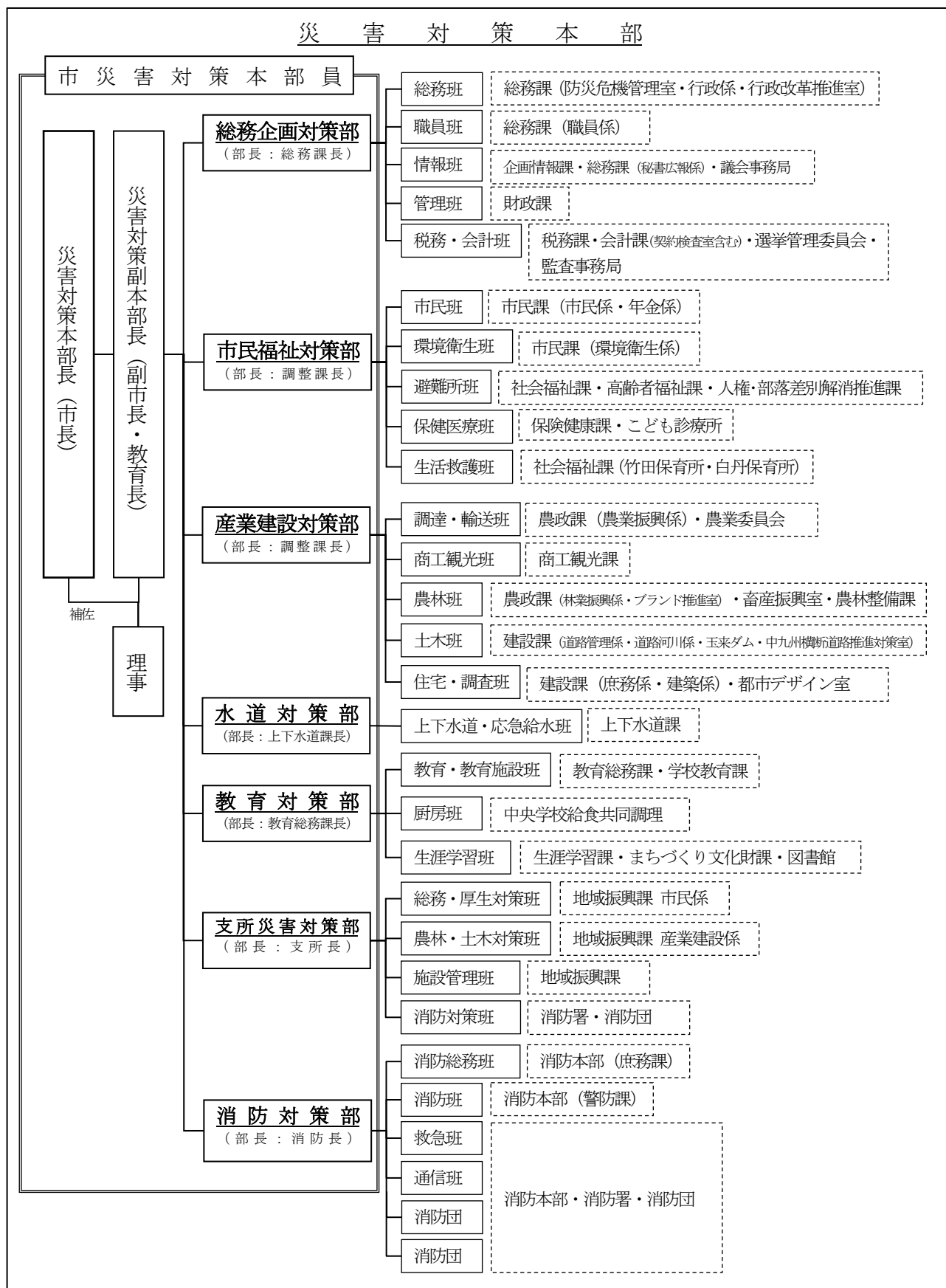
資料編 2-2-4 「竹田市防災会議規程」

ウ 災害対策本部の廃止基準

- ① 被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき
- ② 災害警戒本部以下の災害対策連絡室が設置されたとき

【災害対策本部組織図】

災害対策本部員は、各課長及び教育長、本部長が必要と認める者をもって充てる。



3 災害対策本部・支所災害対策部の事務分掌

●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動

部	班	班の事務分掌
総務企画対策部	総務班 総務課（行政係） 行政改革推進室	●気象警報の受理及び伝達に関する事 ●告知放送、無線通信機器、災害用電話に関する事 ●災害対策本部の設置準備・運営に関する事 ●災害対策本部会議の運営に関する事 ●支所災害対策部との連絡調整に関する事 ●各班との調整及び指示に関する事 ●自衛隊の派遣要請・連絡調整に関する事 ●国、県及び市町村への応援要請に関する事 ●県、関係機関への被害状況等の報告に関する事 ●避難勧告・指示に関する事 ●自治会長・自主防災組織との連携に関する事 ●警戒区域の指定に関する事 ○防災会議に関する事 ○孤立化防止対策に関する事〔土木班との連携〕 ○緊急通行車両証明書の交付に関する事
	職員班 総務課（職員係）	●職員の非常招集・安否確認に関する事 ●職員の動員・人員調整に関する事 ●派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関する事 ●職員の給食に関する事→厨房班 ●公用令書に関する事
	情報班 企画情報課 総務課（秘書広報係） 議会事務局	●情報管理機器の維持管理に関する事 ●各種被害情報の収集に関する事 ●被害状況の集計、とりまとめに関する事 ●情報発信、告知放送に関する事 ●支所との情報連携に関する事（災害情報連絡員の派遣） ●災害対策活動の広報に関する事 ●災害写真等の収集、災害記録に関する事 ●ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供に関する事 ●報道機関との連絡と相互協力に関する事 ●災害ボランティアセンターへの情報提供に関する事
	管理班 財政課	●本庁舎の建物、設備などの被害調査に関する事 ●支所の建物、設備などの被害調査に関する事 ●非常用電源の確保に関する事 ●燃料の調達に関する事 ●公用車の確保、配置に関する事 ●緊急車両の確保（調達班）に関する事 ○市所管の建物、設備などの被害調査の集約に関する事
	税務・会計班 税務課 会計課（契約検査室含む） 選挙管理委員会事務局 監査事務局	●各班への応援に関する事 ●災害対策本部の一般経理に関する事 ○被災家屋の調査、り災証明の発行に関する事 ○義援金受理及び管理に関する事 ○義援金の配分に関する事 ○災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 ○税の減免に関する事

部	班	班の事務分掌
市民福祉対策部	市民班 市民課（市民係・年金係）	●被災者の安否確認に関すること ●市民個人情報のデータ管理に関すること ○災害相談窓口の開設、市民からの各種相談に関すること ○被災者の実態調査に関すること ●市民福祉対策部他班の応援に関すること
	環境衛生班 市民課 （環境衛生課係）	○生活排水施設の被害調査に関すること ○被災地域の防疫及び消毒に関すること ○生活排水施設の応急対策及び復旧に関すること ●仮設トイレ等に関すること ○し尿処理施設等の応急対策に関すること ○し尿処理及びし尿処理業者の動員に関すること ●災害廃棄物の一時収集場所の確保に関すること ●災害廃棄物の処理、ごみ処理及び清掃に関すること ●遺体安置所の設置に関すること ●遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること ○埋火葬許可書、処理台帳等に関すること ○被災動物の保護に関すること ○上水道を除く水の消毒に関すること
	避難所班 社会福祉課 高齢者福祉課 人権・部落差別解消推進課	●要配慮者の援護、安否確認に関すること ●避難所（福祉避難所）の開設に関すること ●避難所における食料、物資の配布に関すること ●日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関すること ●災害救助法に関すること ●ボランティア受入れに関すること ○避難所の運営に関すること ○義援物資の受理及び管理に関すること ○義援物資の配分に関すること ○応急仮設住宅の入居に関すること ○被災者生活再建支援制度に関すること ○避難所の閉鎖に関すること
	保健医療班 保険健康課 こども診療所	●保健所、医療機関との連絡調整に関すること ●負傷者の収容、応急治療及び搬送に関すること ●医療班及び救護班の編成に関すること ●医療救護所の設置に関すること ●医療救護全般に関すること ●DMA T等の受け入れの調整に関すること ●助産及び乳幼児の救護に関すること ●感染症の予防に関すること ●衛生医薬品等の確保に関すること ○避難者のメンタルヘルスに関すること ○避難所における栄養指導・健康管理に関すること ○その他、被災者の保健衛生、栄養に関すること
	生活救護班 竹田保育所	●園児の避難、保護に関すること ●保育機関への広報活動に関すること ○災害時の応急保育に関すること

部	班	班の事務分掌
産業建設対策部	調達・輸送班 農政課（農業振興係） 農業委員会	●食料（米、弁当、パン等）の調達に関する事 ●食料の輸送に関する事。 ●生活必要物資（衣料、日用品等）の調達に関する事 ●物資の輸送に関する事 ●資機材の調達に関する事 ●農林班への応援に関する事 ○炊き出しの食材（米、野菜等）の調達に関する事
	商工観光班 商工観光課	●商工観光施設の被害調査に関する事 ○中小企業被災者に対する融資に関する事 ○生業資金の貸付けに関する事 ○帰宅困難者の避難支援、宿泊・交通機関との調整に関する事
	農林班 農政課（林業振興室・ブランド推進室） 畜産振興室 農林整備課	●農林畜産物の被害調査に関する事 ●農地・農林施設・林地の被害調査に関する事 ●調達班への応援に関する事 ●家畜伝染予防、有害鳥獣対策に関する事 ○農林畜産事業者に対する支援に関する事 ○農地・農林施設・林地の応急対策及び復旧に関する事
	土木班 建設課（道路管理係） （道路河川係） （玉来ダム・中九州横断道路推進対策室）	●道路、公共土木施設の被害調査に関する事 ●交通の規制、交通の確保に関する事 ●重機による救助活動に関する事 ●土木建築関係業者との協力要請に関する事 ●道路の啓開及び障害物の除去に関する事 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ●関係機関との連絡調整に関する事 ●水防対策、市街地の排水対策に関する事 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事
	住宅・調査班 建設課（庶務係） （建築係） 都市デザイン室	●住宅及び市営住宅、都市公園の被害調査に関する事 ●土木班への応援に関する事 ○市営住宅、都市公園施設の応急対策及び復旧に関する事 ○応急仮設住宅建設に関する事 ○住宅の応急修理に関する事 ○建築物の応急危険度判定に関する事 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関する事
水道対策部	水道・応急給水班 上下水道課	●水道施設の被害調査に関する事 ●水道に関わる広報活動に関する事 ●飲料水の確保及び応急給水活動に関する事 ●水道施設の応急対策及び復旧に関する事 ○水道工事業者の協力要請に関する事

部	班	班の事務分掌
教育対策部	教育・教育施設班 教育総務課 学校教育課（教育指導係） （幼稚園） （小学校） （中学校）	●児童・生徒の避難及び救護に関する事 ●児童・生徒の安否確認に関する事 ●学校関係機関、その他団体との連絡調整に関する事 ●教職員の動員に関する事 ●学校施設の被害調査に関する事 ●避難施設の運営・保全管理に関する事 ●教育機関への広報活動に関する事 ○学校施設の応急対策及び復旧に関する事 ○学用品及び教科書の調達、配分に関する事 ○応急教育に関する事
	厨房班 中央学校給食共同調理場	●応急給食対策及び炊出しに関する事 ○学校給食対策に関する事 ○各班への応援に関する事
	生涯学習班 生涯学習課 まちづくり文化財課 図書館	●社会教育施設の利用者の避難に関する事 ●避難指定施設の運営保全管理に関する事 ○社会教育施設の被害調査に関する事 ○社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事 ○社会教育団体との連絡調整に関する事 ○文化財施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事
支所災害対策部	総務・厚生対策班 地域振興課市民係	●気象警報の受理及び伝達に関する事 ●現地（支所）災害対策本部の設置準備・運営に関する事 ●現地（支所）災害対策本部会議の運営に関する事 ●消防団員及び支所職員の配備・出動に関する事 ●災害対策本部への連絡調整に関する事 ●避難指示に関する事 ●その他現地対策全般に関する事 ●ケーブルネットワークに関する事 ●告知放送、通信機器に関する事 ●避難所における食料、物資に関する事 ●避難行動要支援者の援護に関する事 ●避難所の運営に関する事 ●負傷者の収容、搬送に関する事 ●避難者のメンタルヘルスに関する事 ●その他避難・救護・保健医療・栄養指導等の活動全般に関する事 ●避難所の開設・閉鎖に関する事 ○その他支所各班に属さない事

部	班	班の事務分掌
支所災害対策部	農林・土木対策班 産業建設係	●農林畜産物の被害調査に関すること ●農地・農林施設の被害調査に関すること ●農家、畜産事業者に対する支援に関すること ●道路、公共土木施設の被害調査に関すること ●土木建築関係業者の動員に関すること ●生活排水施設の被害調査に関すること ●排水対策に関すること ●簡易水道に関すること ●商工観光施設の被害調査に関すること ●重機による救助活動に関すること。 ●障害物の除去に関すること。 ●災害廃棄物の処理に関すること。 ●災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること。 ●住宅被害調査に関すること。 ●公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ●関係機関との連絡調整に関すること。 ●その他建設課所管に関する災害対策全般に関すること
	施設管理班 地域振興課	●避難所の開設に関すること ●避難所の運営に関すること ●園児・児童・生徒の避難及び救護に関すること ●園児・児童・生徒の被災状況調査に関すること ●応急給食対策及び炊出しに関すること ●社会教育施設の利用者の避難に関すること ●学校・社会教育施設等の被害調査に関すること ●その他教育関係災害対策全般に関すること ○避難所の閉鎖に関すること
消防対策本部	消防対策班 消防署 消防団	●消防団員の動員に関すること ●消火活動に関すること ●災害の予防、警戒及び防御に関すること ●被災者の救助、救出に関すること ●行方不明者の捜索に関すること ●避難誘導（要配慮者を含む。）に関すること ●水防活動に関すること
	消防総務班 庶務課 ・支援活動	●消防職員の動員に関すること ●消防団の動員要請に関すること ●燃料、食料の補給に関すること ●各種資機材の調達手配に関すること ●応援協定、支援協定に関する応援隊・支援隊の派遣要請に関すること ●報道対応に関すること ●災害対策本部（支所災害対策部）との連絡調整に関すること ●ヘリポートの設置、運営に関すること
	消防班 警防課 ・情報活動 ・調査活動	●災害予防に関すること ●被災状況の調査に関すること ●現場広報（関係機関、住民）に関すること ●収容先病院での傷病者の身元確認等に関すること

部	班	班の事務分掌
		●安全管理に関すること ●人命危険情報収集に関すること ●災害の警戒及び防御に関すること ●活動危険の排除（水平、垂直方向）に関すること ○二次災害予防に関すること
	消防班 消防署 ・消火活動 ・水防活動	●消火活動、延焼拡大防止に関すること ●逃げ遅れ者などの確認に関すること ●行方不明者の捜索に関すること ●避難誘導に関すること ●水防活動に関すること ●火災等の損害・原因調査に関すること
	救急班 ・救急活動	●救急活動に関すること ●現地救護所の設置に関すること ●医療関係者の現地派遣要請に関すること ●トリアージの装着に関すること
	救助班 ・救助活動	●救助活動に関すること ●建設重機などの派遣要請に関すること
	通信班 ・通信指令活動	●気象情報の収集に関すること ●消防通信、指令に関すること
	竹田市消防団	●消防団員の動員に関すること ●消火活動に関すること ●災害の予防、警戒及び防御に関すること ●被災者の救助、救出に関すること ●行方不明者の捜索に関すること ●避難誘導（要配慮者を含む。）に関すること ●水防活動に関すること

4 災害対策本部機能の代替え

（１）災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市役所本庁舎（２階会議室）とし、役場庁舎が被害を受けた場合には、被災状況を勘案し、「消防本部庁舎（２階指令室）」等の代替え施設を利用する。

優先順位	指定場所	災害時優先電話
第１順位	市役所本庁舎(２階会議室)	資料編参照
第２順位	消防本部庁舎(２階会議室)	資料編参照

（２）災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在あるいは職務を遂行できない場合は、次の順位によりその職務を代行する。

本部等体制	原則	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
災害対策本部 (レベル４以上)	市長	副市長	教育長	総務課長	企画情報課長
災害警戒本部 (レベル３)	副市長	教育長	総務課長	企画情報課長	財政課長

本部等体制	原則	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
災害対策連絡室 (レベル1)	総務課長	企画情報課長	財政課長		

第2節 動員配備

《担当部局:全部署》

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節の定めるところによって実施する。

1 動員体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配置は災害対策本部事務分掌表において、各課に必要な手続き及び方法を確立し、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序、方法を重点的に定める。

なお、発災から 48 時間以内の体制等については「竹田市防災活動職員初動マニュアル」により別途定める。

2 動員配備体制

(1) 設置体制の発令

ア 本庁及び各支所は、設置基準に基づいて、所掌する職員に対して各警戒体制を発令する。伝達は、「職員参集メールシステム」を使用して携帯電話にメールを送信する。

動員配備基準・内容

設置体制の内容	設置基準	
	地震発生時	風水害発生時
・注意体制	・警戒1次体制（レベル1）	・警戒1次体制（警戒レベル3相当）
災害対策連絡室を設置し、災害関係課の職員をもって、被害情報収集、巡視、県への連絡が円滑に行える体制	・市内で震度4の地震が発生したとき ・災害発生の危険性があるとき	・大雨、洪水、暴風警報が発表されたとき ・河川の水位が水防団待機水位を越えたとき ・災害発生の危険性があるとき
・特別注意体制	・警戒2次体制（レベル2）	・警戒2次体制（警戒レベル3,4相当）
災害関係課の職員体制を強化し、被害情報収集、巡視、県への連絡を行う。 事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制	・市内で震度4の地震が発生したとき ・災害発生の危険性がさらに高まったとき ・軽微な災害が発生したとき	・大雨、洪水、暴風警報が発表されたまま、災害発生の危険性がさらに高まったとき
・警戒体制	・警戒3次体制（レベル3）	・警戒3次体制（警戒レベル3,4相当）
災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	・市内で震度5弱の地震が発生したとき ・軽微な災害が発生したとき ・その他、市長・支所長が必要と認めたとき	・河川の水位がはん濫注意水位を超えたとき ・災害の発生が予想されるとき ・軽微な災害が発生したとき ・その他、市長・支所長が必要と認めたとき
・非常体制	・警戒4次体制（レベル4）	・警戒4次体制（警戒レベル4,5相当）
災害対策本部を設置し、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食糧の供給等の災害応急対策が実施できる体制	・市内で震度5強以上の地震が発生したとき ・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶ恐れがあるとき ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき ・その他、市長・支所長が必要と認めたとき	・大規模な災害の発生が予想され、又は広範囲にわたる被害が発生したとき ・河川の水位がはん濫危険水位を超え、さらに70mm以上の時間降水量が予測される場合 ・その他、市長・支所長が必要と認めたとき
・特別非常体制	注）全国瞬時警報システムによる緊急地震速報は、その震度により体制を整える。	・警戒5次体制（警戒レベル5相当）
全職員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制		・大規模な災害（土砂、洪水）が発生し、その被害が相当規模に及ぶ恐れがあるとき（災害救助法の適用を検討する被害規模）※ ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき ・全国瞬時警報システム発動時 ・その他、市長・支所長が必要と認めたとき
・復旧体制	・警戒体制（解除）	・警戒体制（解除）
災害対策室を設置し、速やかな復旧に努める。 ・災害復旧状況その他復旧対策に必要な情報の収集及び伝達 ・復旧計画の策定 ・被災者の支援 その他	・その他、市長・支所長が必要と認めたとき	・その他、市長・支所長が必要と認めたとき

※設置体制と設置基準は、災害の状況によってはリンクしない場合があります。

(2) 職員等の動員順序

ア 注意体制

① 動員の基準及び活動

- (ア) 市内で震度4の地震が発生したとき
- (イ) 災害の発生が予想されるとき
- (ウ) その他、市長・支所長が必要と認めたとき
- (エ) 被害情報収集、巡視、関係機関への連絡活動を円滑に行い得る体制とする。
- (オ) 災害対策連絡室及び支所災害対策連絡室の要員と指名された職員の動員とする。
- (カ) 被害情報収集、巡視、県への連絡

② 要員の確保

- (ア) **警戒1次及び2次体制設置基準**にもとづいて、要員を確保する。
- (イ) 勤務中は、庁内放送、庁内電話及び職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する。
- (ウ) 勤務時間外は、随時職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する方法により必要な要員を確保する。

イ 警戒体制

① 動員の基準及び活動

- (ア) 市内で震度5弱の地震が発生したとき
- (イ) 災害発生危険性が高まったとき
- (ウ) 軽微な災害が発生したとき
- (エ) その他、市長・支所長が必要と認めたとき
- (オ) 災害応急活動が速やかに実施できる体制準備
- (カ) 災害警戒本部及び支所災害警戒本部の要員と指名された職員を動員する。
- (キ) 被害情報収集・把握、連絡活動及び住民への避難準備等呼びかけ

② 要員の確保

- (ア) **警戒3次体制設置基準**にもとづいて、要員を確保する。
- (イ) 勤務中は、庁内放送、庁内電話及び職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する。
- (ウ) 勤務時間外は、随時職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する方法により必要な要員を確保する。

ウ 非常体制

① 動員の基準及び活動

- (ア) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (イ) 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶ恐れがあるとき
- (ウ) 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき
- (エ) その他、市長・支所長が必要と認めたとき
- (オ) 災害対策本部及び支所災害対策部の要員と全職員を動員する。
- (カ) 防災活動初動マニュアルに基づく災害応急活動を実施する。

② 要員の確保

- (ア) **警戒4次体制設置基準**にもとづいて、全職員を確保する。

- (イ) 勤務中は、庁内放送、庁内電話及び職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する。
- (ウ) 勤務時間外は、随時職員等参集メールを使用して携帯電話に送信する方法により必要な要員を確保する。

(3) 動員配備方針

ア 注意体制の場合

- ① 災害対策連絡室の要員と指名された職員
災害対策連絡室に参集する。
- ② 支所災害対策連絡室の要員と指名された職員
支所災害対策連絡室に参集する。
- ③ その他の職員
動員配備に関する指示に留意し、待機する。

イ 警戒体制

- ① 災害警戒本部の要員と指名された職員
災害警戒本部に参集する。
- ② 支所災害警戒本部の要員と指名された職員要員の確保
支所災害警戒本部に参集する。
- ③ その他の職員
(ア) 各部の要員は各所属課に参集する。
(イ) その他の職員は、動員配備に関する指示に留意し、待機する。

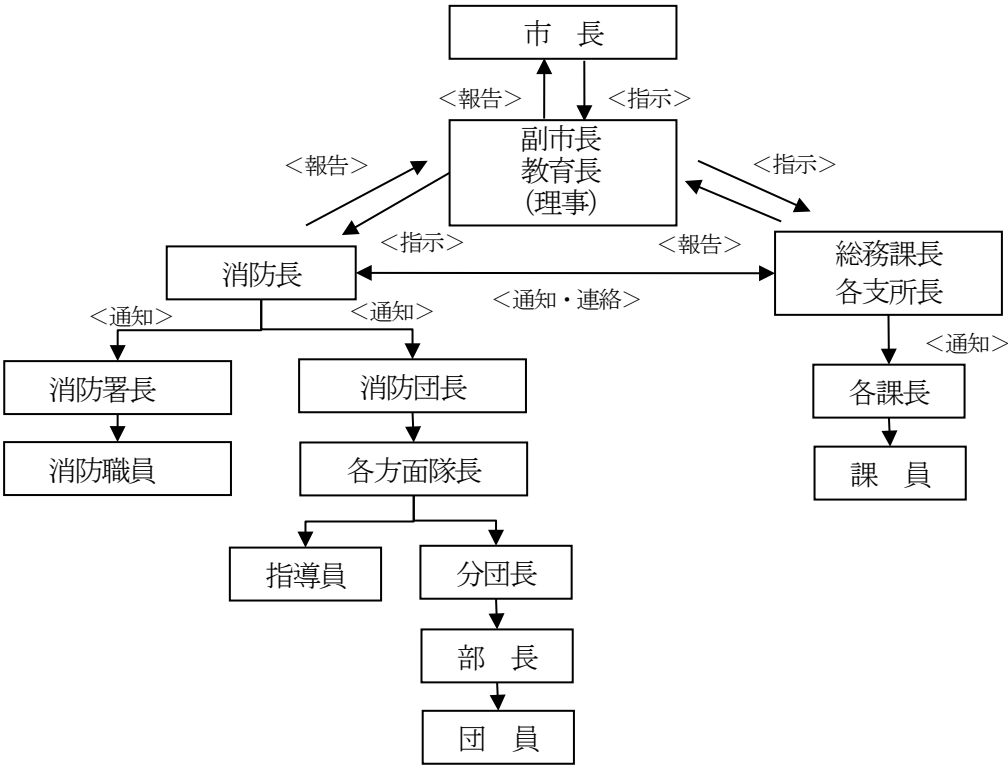
ウ 非常体制

- ① 災害対策本部の人員
(ア) 災害対策本部の要員は、災害対策本部に参集する。
(イ) その他の職員は、居住地の本所又は支所に参集する。但し、係長以上の役職の者、総務課職員、いきいき市民課職員及び建設課職員は所属課に参集する。
(ウ) 支所災害対策部の要員は、支所に参集する。

(4) 職員等の動員系統

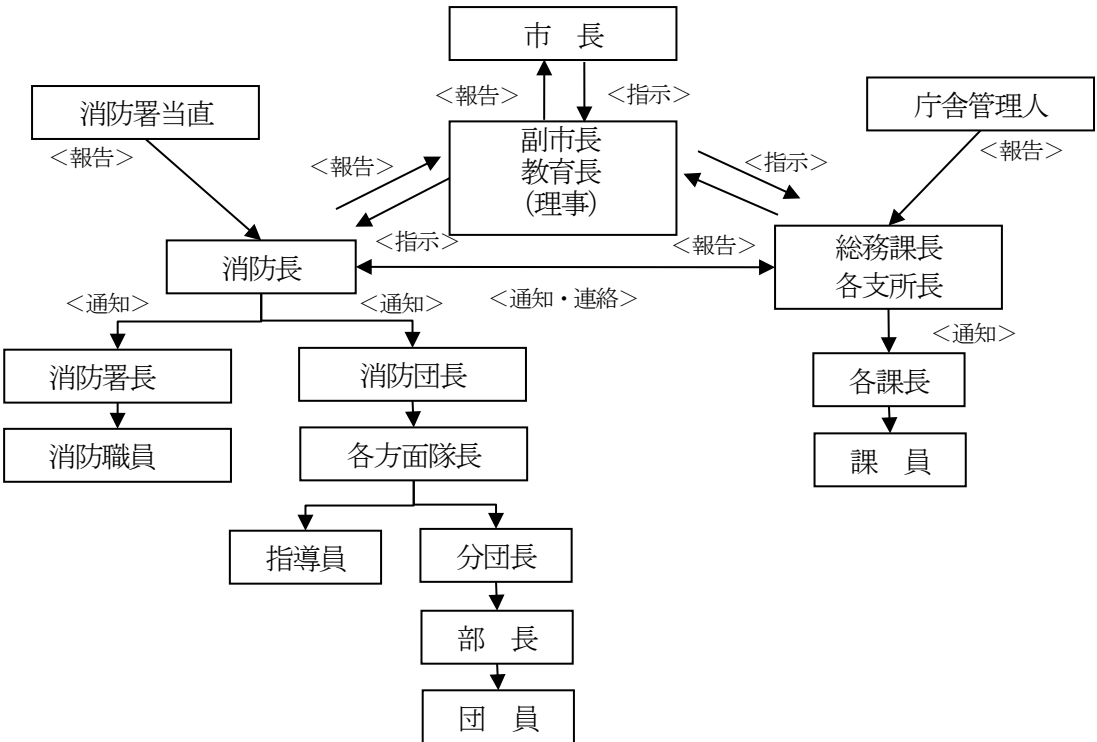
ア 通常の勤務時

① 職員等参集メールを併用する。



イ 勤務時間外

- ① 職員等参集メールにより周知を行う。
- ② メール未達の場合、各部及び各班の連絡網による。



(5) 時間外の参集にあたっての留意事項

ア 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次に掲げる市の班へ参集し、当該班長、又は当該班長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

優先順位	参集場所
第1の参集場所	勤務地
第2の参集場所	最寄りの本所・支所
第3の参集場所	最寄りの避難所
第4の参集場所	最寄りの消防団詰所

※係長以上の役職の者、総務課職員、地域振興課職員及び建設課職員で、勤務場所に参集できない場合は上記の例による。

イ 多少とも揺れを覚知した際の対応

大きな揺れが局所的に発生し、それに対して迅速に応援体制を確立しなければならない場合も想定して、職員は、多少とも揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震度情報の確認を行う。

ウ 参集手段

災害の状況に応じた参集（徒歩、2輪車又は自動車）を原則とする。

エ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず初動マニュアルに定める様式にしたがって所属長等に報告する。

なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するものである。

(6) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

第3節 通信連絡手段の確保

《担当部局:情報班》

災害時において、関係防災機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施する。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 市の通信連絡手段の確保

竹田市における通信連絡手段の確立措置は、竹田市地域防災計画に定めるところによる。特に、

地域内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立する。

(1) NTT回線の利用

通常の連絡手段は、NTT回線を利用する。災害等によりNTT回線が混雑等で通話の困難な場合は、災害時優先電話を利用する。

資料編 2-2-5 「災害時優先電話一覧表」

(2) ケーブルネットワーク告知端末による通信連絡

緊急時における通信手段として、ケーブルネットワーク告知端末を活用する。

(3) 大分県防災行政無線（大分県防災情報システム等）の利用

NTT回線が使用できない場合にあつては、県との交信は県防災行政無線（大分県防災情報システム等）を活用する。

(4) 報道機関の利用

報道機関との連絡調整は、総務企画対策部がこれを行う。

(5) 孤立地区における災害時優先電話の活用

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、竹田市が指定する災害時優先電話を活用する。

3 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線局を利用して通信の確保を図る。

4 非常通信措置

災害により非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、大分地区非常通信協議会（事務局：大分県危機管理室内）を構成する無線局に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- | | |
|-----------------|----------------|
| ア 人命救助に関すること | イ 被災地の救援に関すること |
| ウ 交通通信の確保に関すること | エ 秩序の維持に関すること |
| オ その他緊急な事項 | |

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、無線局に対して概ね次の基準により「非常用電文用紙」を使用して通信文を依頼する。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

ア 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

イ あて先、発信人の欄を記入する。

機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

ウ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200 字程度）。その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載する。

なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

（3）非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして、受領に遺漏のないようにする。

但し、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 地震情報の収集及び関係機関への伝達等

《担当部局:総務班》

本節は、気象庁が発表する震度速報、震度情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

1 基本方針

地震発生後、気象庁から発表される震度速報については、各防災関係機関において直接テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等を通じて入手する。また、地震情報については気象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線）又はインターネット回線により入手し、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手する。

2 竹田市の措置

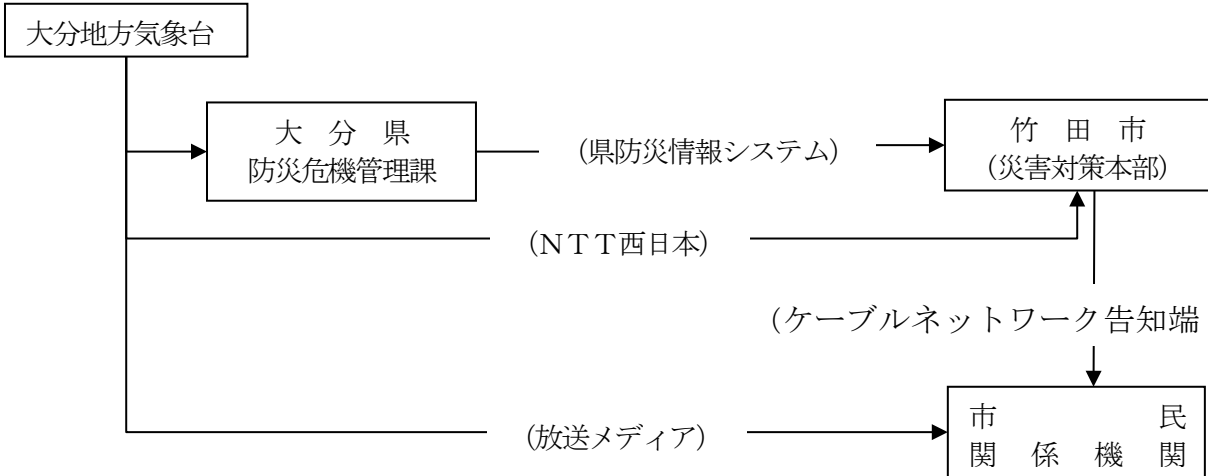
竹田市は、関係機関から警報、注意報、気象情報を入手し、又は、市あるいは関係機関が設置する水位計、監視カメラその他の防災上有効と認められる機器により取得した情報を、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達し、初期の段階から市民の生命、財産への被害を最小限とする体制を整える。

資料編 2-2-6 「気象警報・注意報の発表基準」

資料編 2-2-7 「大分県における警報・注意報の細分区域」

資料編 2-2-8 「水防警報の伝達系統」

＜伝達系統図＞



第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

《担当部局:総務班、情報班》

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害に関する情報及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市、県機関(災害対策本部を含む。)は、防災GIS(地理情報システム)を活用する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は関係機関等に協力を求めて調査収集し、とりまとめて県に報告する。

被害情報の収集・伝達系統

被害調査内容	調査担当・協力	報告
住民の安否状況等の総括・報告 要配慮、避難行動要支援者の安否状況	市民班 自主防災組織・防災関係機関	情報班・対策本部
人的被害及び応急対策状況の総括・報告 通信・電力・ガス施設等の被害	総務班 自主防災組織・防災関係機関	情報班・対策本部
被害情報の集計、とりまとめ	情報班	総務班
庁舎等市有資産の被害	管理班	情報班
家屋、固定資産等の被害	税務・会計班	情報班
商工業関係の被害	商工観光班	情報班
農林畜産業関係、公園の被害	産業振興課長	情報班
道路、橋りょう、がけ崩れ、河川等土木関係の被害	建設課長	情報班
都市公園、公営住宅・家屋の被害	住宅・調査班	情報班
社会福祉関係、保健・医療施設関係の被害	保健医療班	情報班
保育所施設等の被害	生活救護班	情報班

被害調査内容	調査担当・協力	報告
水道施設関係の被害	水道・応急給水班	情報班
生活排水施設関係の被害	環境衛生班	情報班
学校教育、社会教育施設、文化財関係の被害	教育施設班・厨房班 生涯学習班 学校長等	情報班
消防関係施設の被害	消防対策部・消防団	消防署長

2 災害情報の収集調査基準

災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

資料編 2-2-9「被害状況報告様式」

3 竹田市の災害情報・被害情報の収集・伝達措置

(1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置

各班は所掌事項の被害状況を住民、自治会その他関係機関の協力を求め収集し、又は現地調査等の方法により調査収集する。各班が把握した被害状況は、速やかに別に定める様式により本部に報告する。

ア 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れに関する情報（推定情報を含む。）の収集

災害救助法適用や自衛隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意するが、一刻を争う情報であり、確定した数値等にはこだわらない。

イ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

食料、飲料水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、発信する情報を入手した時刻に留意するが、一刻を争う情報であり、確定した数値等にはこだわらない。

ウ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

医療活動に関わる要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意するが、一刻を争う情報であり、確定した数値等にはこだわらない。

エ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

オ 電気、上水道・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置に留意する。

(2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置

各班が把握した被害状況は、速やかに大分県広域防災ポータルサイト（防災GIS）等により県に報告する。なお、防災GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等（大分県防災情

報システム等)を用いて、電話やFAXにより報告する。

(3) 県への報告手段が途絶した場合の国への伝達に関する措置

県への報告手段が途絶した場合は、国(総務省消防庁)へ直接報告する。

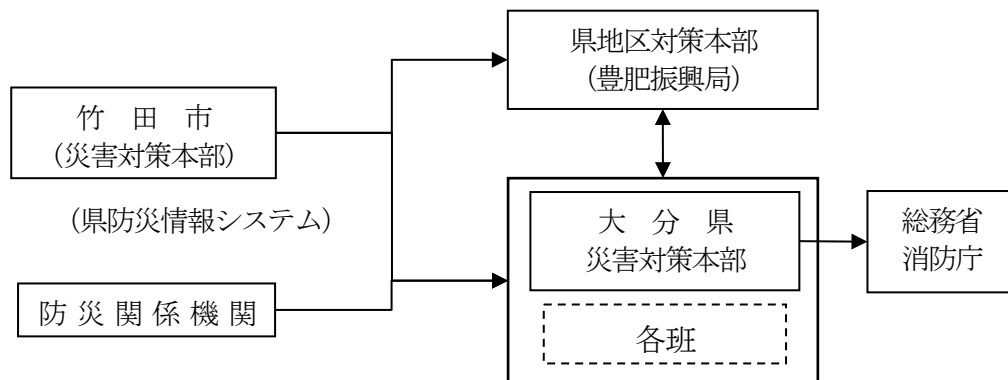
(4) 総合的な被害状況等の収集方法

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防災第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、「応急措置の完了後20日以内」に提出する。

<被害状況収集系統>

総合的な被害状況等及び措置の概要については、次の系統により県へ報告する。



第6節 災害救助法の適用及び運用

《担当部局:全部署》

1 被害の認定基準

災害救助における被害の認定基準は、次のとおりである。

(1) 住家

現実にもその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

(2) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(3) 住家被害程度の認定

住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分とし、おおよそ次の基準とする。

被害認定の基準

被害の程度	認定の基準
全壊	住家が滅失したものでは具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のも
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの
半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分がその住家の床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のをいう。
床上浸水・土砂の堆積等	前記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの

※ 全壊、半壊：被害認定基準による。

※ 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 22 年 9 月 3 日付府政防第 608 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

資料編 2-2-10 「被害程度の判定基準」

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- (1) 市の滅失世帯数が **50 世帯以上**のとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用）
- (2) 被害が広範囲にわたり、大分県内の滅失世帯の総数が **1,500 世帯以上**に達したときで、かつ、市の滅失世帯数が **25 世帯以上**に達したとき。（第 2 号適用）
- (3) 大分県下の被害世帯数が **7,000 世帯以上**であって、市内の被害世帯数が多数であるとき。
または、被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているなど生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、り災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。（第 3 号適用）
- (4) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたとき。（第 4 号適用）

3 災害救助法の適用の手続き

市長は、災害が発生したときは本市区域内の被害状況を収集把握して速やかに県知事に報告するものとし、県知事は救助を実施する場合には、速やかにその内容を市長に通知するとともに公表する。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者	災害発生の日から7日以内	①高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、必要な実費を加算できる。 ②費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ③輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	①1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 ②同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 ③要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ④供与期間 最高2年以内 ⑤民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供給	①避難所に収容された者 ②全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	①備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ②現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	①現に生命、身体が危険な状態にある者 ②生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	①期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の搜索」として取り扱う。 ②輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	①住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	①備蓄物資は評価額 ②入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	①輸送費、人件費は別途計上 ②災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	①検案は原則として救護班 ②輸送費、人件費は別途計上 ③遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	①被災者の避難 ②医療及び助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤遺体の搜索 ⑥遺体の取扱い ⑦救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

資料編 2-2-11 「災害救助法による救助の方法、程度及び期間」

(2) 応急救助の委任

ア 県知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

イ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行う。

救助の実施に関する職権の一部を委任された市長は、救助実施記録日計票等を作成し、保管しておくとともに次の事項を電話等の方法により情報提供する。

救助の種類	情報提供事項
①避難所の設置	箇所数、収容人員
②応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
③炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
④飲料水の供給	対象人員
⑤被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
⑥医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
⑦災害にあった者の救出	救出人員、行方不明者数
⑧災害にあった住宅の応急修理	対象世帯数
⑨学用品の給与	小・中学校別対象者数及び給与点数
⑩埋葬	埋葬数
⑪遺体の搜索	遺体の取扱い数
⑫障害物の除去	対象世帯数

第7節 広域応援体制の確立

《担当部局:総務班》

災害に際し、防災関係機関の応援協力は、この節に定めるところにより実施する。

1 市町村における相互応援協力体制

(1) 大分県及び市町村相互間の応援協力

大分県及び大分県内の市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき災害応急措置に必要な応援を行う。応援の内容は以下のとおりである。

(応援の内容)

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容のための施設の提供
- エ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- カ ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- キ 火葬場の提供
- ク その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

(2) 市内所在機関相互の応援協力

竹田市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

(3) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ア 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力をを行う。
- イ 発生した災害がさらに拡大した場合、同一ブロック内（地方振興局の所管区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。
- ウ 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、市は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

2 県及び市町村と指定公共機関等相互との連携

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が発生した場合、竹田市は、自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、速やかに、必要な応援協力を努める。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が大規模なものとなった場合、県は、自ら又は被災を受けた機関からの要請に基づき、近隣市町村、その他防災関係機関に出動を求めるなど必要な応援協力を努める。
- (3) 前(1)及び(2)による県及び市町村の援助協力の範囲は、概ね次のとおりとする。
 - ア 被災者の避難保護措置
 - イ 被災者に対する給食給水措置
 - ウ 傷病者に対する応急的な医療救護

- エ 応急復旧用資機材の調達供給
- オ その他被害の拡大を防止するために必要な措置

資料編 2-1-7 「災害・防災に関する協定等」

資料編 2-3-4 「関係機関の連絡先」

3 応援の受け入れ

(1) 受入体制の確保

応援要請を行うにあたり、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

(2) 竹田市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を準備する。

(3) 地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、連絡責任者を定めておく。

4 県による代行措置

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、県は、災害対策基本法第 73 条の規定に基づき、以下の応急措置を実施する市の権限のうち、全部または一部を市に代わって代行する。

- ①警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対し、区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、区域からの退去を命ずる。
- ②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する。また現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものを除去する。
- ③現場の者を応急措置の業務に従事させ、応急措置を行う。

第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

《担当部局:総務班、職員班》

災害に際しては人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

1 災害派遣の要請

- (1) 市長は、市内で災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。
- (2) なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができない場合は、防衛庁長官又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報することができる。この場合、市長は速やかに県知事にその旨を通知する。

(3) 要請連絡先

要請先	連絡先
西部方面特科隊第3科 (湯布院駐屯地) 大分郡湯布院町川上	TEL 0977-84-2111 内線 235, 302 FAX 0977-84-211

2 派遣要請の方法

市長が県知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事あてに提出しなければならない。

但し、緊急を要する場合の申請はとりあえず電話等で行い、その後速やかに文書を提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の状況及び派遣を要する理由② 派遣を希望する期間③ 派遣を希望する区域及び活動内容④ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等） |
|--|

3 災害派遣部隊の受入体制

竹田市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供する。

(2) 連絡調整員の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

(3) 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿泊施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

(4) 臨時ヘリポートの設定

以下の臨時ヘリポートの基準を満たす用地をヘリポートとして設定する。

ア 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

イ 着陸地点には、基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

ウ 着陸地点及びその近傍において運航上の支障となる恐れのある範囲には立ち入らせない。

エ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行う。

資料編 2-2-12 「ヘリポートの設置」

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等の他、県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の搜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動の支援	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 援助物資の無償貸付又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- ② 他人の土地等の一時使用等
- ③ 現場の被災工作物等の除去等
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること。
- ⑤ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次による。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。 できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

派遣の目的を完了し、またその必要がなくなった場合は、市長は県知事に対して、撤収について要請する。撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた側の負担とする。
細部については、その都度災害派遣命令者と県知事が協議して定める。

- ① 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置及び通話料金
- ② 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- ⑤ 無作為による損害の補償
- ⑥ その他協議により決定したもの

8 防災ヘリコプター緊急運航要請

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の（１）～（３）の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合とする。

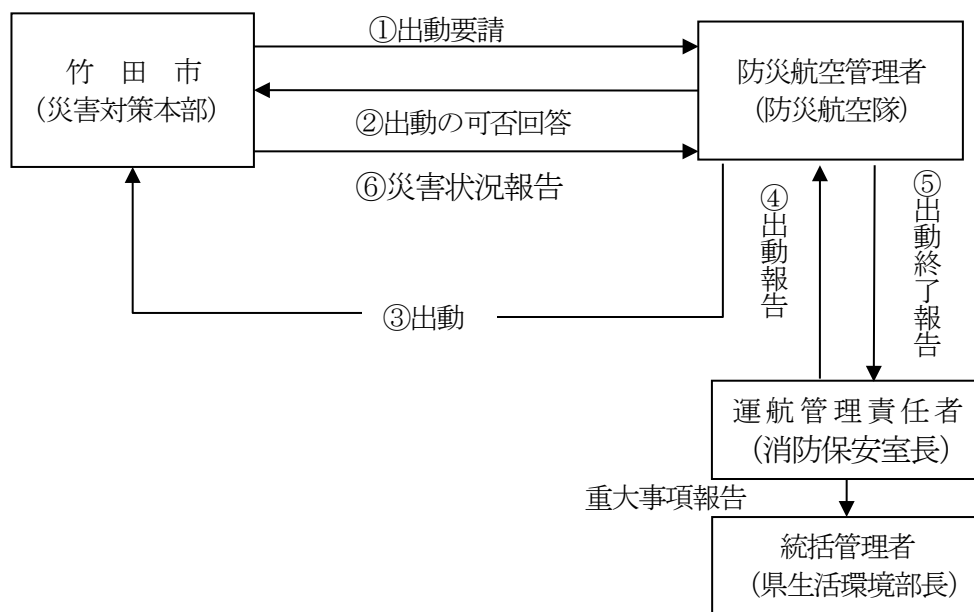
- ① 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること。
- ③ 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

9 緊急運航要請に係る手続

（１）防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。

緊急運航の要請は、災害等が発生した市、消防本部の長が防災航空管理者に対し行う。

緊急運航要請に係る手順



(2) 要請連絡先

要請先	連絡先
防災航空隊 豊後大野市大野町田代 2592-2	TEL 0974-34-2192 FAX 0974-34-2195 緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

第9節 技術者、技能者及び労働者の確保

《担当部局:職員班》

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、この節に定めるところによって行う。

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

市長は、竹田市が実施する災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保及び要請を行う。各班において人員に不足が生じた場合は、職員班を通じて人員の確保を求める。

なお、市において災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保が困難な場合は、班を通じて県に人員の確保を要請する。

2 技術者、技能者の雇上げ

(1) 労働者雇用の範囲

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、次の要領で確保する。

種別	内容
①被災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの
②医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの
③被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの
④飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの
⑤救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの ・救済用物資の被災者への配布に要するもの (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
⑥行方不明者の搜索	・行方不明者の搜索行為に必要なもの ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの
⑦遺体の取扱い(埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの

第10節 ボランティアとの連携

《担当部局:避難所班》

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応じられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、竹田市の内外からボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、竹田市においては、ボランティアの善意が効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互協力の体制を構築する。

2 組織体制

災害が発生し、災害応急対策の実施が必要と認められる場合には、避難所班にボランティア受入担当をおき、ボランティア活動を円滑かつ効果的に支援していく。

竹田市は、社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する総合調整活動を支援するとともに、これらの団体に対し被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

(1) 情報の提供

ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体に的確に提供する。

(2) 活動拠点の提供

被災地もしくは被災地周辺にボランティア・NPO等の活動拠点の提供に努める。

(3) 活動資材の提供

ボランティア活動拠点における、必要な各種資機材の提供に努める。

3 ボランティア活動の内容

ボランティア・NPO等の活動にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

(1) 専門ボランティア

- ① 災害救助活動等に関し資格や技術を要する専門的な作業
- ② 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者への救護
- ③ 被災者の健康管理やカウンセリング
- ④ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ⑤ 外国人に対する通訳
- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- ⑦ 歴史資料の救出や修復

(2) 一般ボランティア

- ① 炊き出し等食事の提供
- ② 救援物資の搬入、仕分及び配布
- ③ 避難生活者への支援
- ④ 在宅避難者への支援
- ④ 清掃作業及び簡易な防疫作業
- ⑤ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- ⑥ 要配慮者に対する介護等

(3) ボランティア・NPO等の安全確保等

ボランティアへボランティア保険への加入を推奨する。

第11節 帰宅困難者対策

《担当部局:総務班・輸送・調整班》

市街地には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県、事業所、防災関係機関と相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

2 市民、事業所等への情報提供

竹田市は、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供する。

3 代替交通手段の確保

竹田市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、輸送・調整班は、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて県、隣接する市町村及び交通事業者と調整を図る。

第12節 救済用物資及び資機材調達供給

《担当部局:調達・輸送班》

災害に際し、必要とする救済用の物資及び応急対策用資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

1 物資調達供給の基本方針

災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施する。

2 救済用物資及び資機材調達確保対策

災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材は、調達・輸送班において調達供給し、生産、出荷、販売等の業者に対して、文書又は関係職員を派遣して以下の要請を行い、救済用物資及び資機材の調達確保を図る。

- ① 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ② 指定する品目について適正な価格による受給に関する要請
- ③ 指定する品目について数量の確保に関する要請
- ④ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ⑤ その他必要と認める事項についての要請

3 救助用物資及び資機材の調達が困難な場合の措置

大規模な災害の発生等により、救助用物資及び資機材の調達が竹田市内において困難な場合は、県又は指定地方行政機関に対して、必要な物資及び資機材の調達、あつせんを求め、その調達供給を行う。

第13節 交通確保

《担当部局：土木班・調達・輸送班》

災害時における道路施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等は、この節の定めるところによる。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図る。

2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

(1) 被災状況の把握

災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

(2) 道路の啓開の実施

各道路管理者は、道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路、所管する道路について早期に道路啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

(3) 道路管理者との連携

区域内の緊急輸送路線の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者並びに警察署に通報するとともに、所管の竹田土木事務所に通報し、当該道路管理者と連携して代替道路の確保などその応急措置の実施に努める。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努める。応急措置が完了し交通上支

障がなくなった場合もまた同様とする。

3 災害時における交通規制

(1) 道路交通の規制対策

ア 交通状況の収集

土木班は、常に警察機関と協力して所管区域内の交通事情の収集、把握とその復旧に努める。また、警察、関係機関の協力を得て常に市内の交通事情を収集し、その状況を周知する。

イ 交通規制の法的根拠

災害時の交通規制は、次の法令の規定に基づき実施する。

規制を実施する者	規制内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条1項
	同上	市内又は隣接市町村に災害が発生した場合に、災害対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急輸送 車両以外の 車両	災害対策基本 法 第76条
警察署長	通行の禁止 又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第5条1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき。	歩行者 車 両等	道路交通法 第6条4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき。	同上	道路法 第46条1項

ウ 災害応急対策のための交通規制

緊急通行車両以外の交通規制として、大分県公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、路線の交差点から道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

竹田市にかかる路線は、国道57号の下菅生交差点からの区間において、緊急通行車両以外の通行禁止・制限、一般車両の迂回、誘導の規制内容となっている。

エ 車両運転者の責務の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

- ① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
 - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ② 避難のための車両を使用しないこと。
- ③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。(道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所)
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第14節 緊急輸送

《担当部局・管理班・調達・輸送班》

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この計画の定めるところによって迅速的確に実施する。

1 緊急輸送の責任体制

災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災関係機関がその全機能をあげて実施する。この場合、被災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、竹田市がこれを実施し、他の防災関係機関は、この緊急輸送に積極的に協力する。

- ① 竹田市が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市が行う。
- ② 市長は、輸送の応援が必要なときは、大分県に対して必要な措置を要請する。

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、次のうち最も適切、かつ迅速に行われるもの又はそれらの組合せの方法を用いて実施するものとし、当該輸送を実施する機関が災害の状況に応じて決定する。

但し、災害の状況により道路交通が途絶した場合のほかは、車両によって輸送を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 車両による輸送（道路、鉄軌道によるもの）② 船舶による輸送（河川によるもの）③ 航空機による輸送（空中によるもの）④ 人力による輸送 |
|---|

3 緊急輸送の基準

（1）第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（2）第2段階

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地へ搬送する傷病者及び被災者
- ④ 輸送施設（道路等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

（3）第3段階

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

4 地域内輸送拠点の設置

あらかじめ市において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。

なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、県と連携して行う。

5 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、概ね次の例により誘導指示を実施するため、誘導指示を受けた他の防災関係機関は、原則として、これに協力する。

- （1）市内における輸送経路、輸送場所及び配送・配分については警察官及び竹田市

- (2) 県内市町村間又は県外からの輸送経路、輸送場所又は転送については警察本部、警察署及び大分県

6 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に救済用物資を緊急輸送する場合、関係防災関係機関は相互に協力するものとし、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣する。

なお、防災関係機関が緊急輸送を実施する場合は公安委員会に対し、あらかじめ緊急輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て、当該輸送区間における緊急車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出る。

7 災害救助法の規定による緊急輸送

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県がこれを実施する。

但し、県の輸送措置を待つ暇がないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が県知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲と期間

輸送の範囲	輸送実施の期間（災害救助法適用）
①被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）	災害が発生し又は発生しようとする1両日
②医療に関する輸送（人員輸送）	災害発生の日から14日以内
③ 助産に関する輸送（人員輸送）	災害発生の日から13日以内
④ 被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）	災害発生の日から3日以内
⑤ 飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水機等、資機材輸送）	災害発生の日から7日以内
⑥ 炊き出し用食料、調味料及び薪炭等の輸送	災害発生の日から7日以内
⑦ 衣料品及び衛生材料の輸送	災害発生の日から14日以内
⑧ 被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	災害発生の日から10日以内
⑨ 学用品の輸送	（教科書）災害発生の日から1か月以内 （その他）災害発生の日から15日以内
⑩ 遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）	災害発生の日から10日以内
⑪ 遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）	災害発生の日から10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

竹田市における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

① 輸送料（運賃）	② 借上料	③ 燃料費
④ 消耗品機材	⑤ 修繕料	

(3) 災害救助法適用時の必要な帳簿等の整備

災害救助法に基づく輸送を実施した場合は、次の帳簿等を整備し、保存しておく。

- | | |
|----------|---------------|
| ① 輸送記録簿 | ② 燃料及び消耗品受払簿 |
| ③ 修繕費支払簿 | ④ 輸送費関係支払証拠書類 |

8 輸送用車両等の確保

自動車による輸送の場合は、竹田市が保有する車両を使用するが、なお不足する場合は民間営業用車等を借り上げる。さらに、不足する分は民間自家用のものを借り上げる。

自動車以外の輸送機物による輸送を必要とする場合には、関係機関に対し輸送を要請し、また民間営業用のものを借り上げる。

9 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、事前に締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等」に係る応援協定に基づき確保する。また、県及び関係機関に要請し、必要な燃料の確保を図る。

資料編 2-2-13 「緊急通行車両等事前届出書」

資料編 2-2-14 「緊急通行車両等事前届出済証」

資料編 2-2-15 「緊急通行車両の標章」

第15節 広報活動・災害記録活動

《担当部局：総務班・情報班》

災害に関する広報広聴活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 広報広聴・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。竹田市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるよう、あらゆるメディア（貼り紙、チラシ、立て看板、広報紙、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット（市ホームページ、ツイッター等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等）を活用して積極的に広報活動を展開する。

特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、市民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だし、それを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録する。

2 広報活動・災害記録活動の措置

（1）実施体制

ア 災害対策本部が設置されている間の広報は情報班が担当する。

イ その他の期間については、総務課が担当する。

(2) 広報資料の収集

情報班は関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の情報及びその資料を収集する。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 災害情報及びその資料 | ② 避難等の措置の状況 |
| ③ 消防団、自衛隊等の出動状況 | ④ 応急対策の情報及びその資料 |
| ⑤ その他、災害に関する各種措置の情報 | ⑥ 美談などの災害関連情報 |

(3) 広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次の内容により作成する。

ア 日時、場所、主体、対象、理由、状態

イ 記事、写真、ビデオ、図表の整備、記事の他添付資料の整備に留意すること。

ウ 広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

(4) 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、概ね次に掲げる事項とする。

- | | | |
|---------------------------------|---------------|-----------|
| ① 災害の発生場所及び発生原因 | ② 災害の種別及び発生日時 | |
| ③ 被害の状況 | ④ 安否情報 | ⑤ 応急対策の状況 |
| ⑥ 住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）及び避難場所等の状況 | | |
| ⑦ 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項 | | |

(5) 庁内の広報措置及び関係機関に対する連絡

ア 気象情報、災害情報及び被害状況のうち必要と認められるものについては、庁内LAN、職員等参集メール等の手段も用いて職員に周知する。

イ 特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(6) 住民に対する広報

住民に対する災害情報及び応急措置の状況は次の区分により広報する。

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめ、ケーブルネットワーク告知端末、電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。

イ 災害発生後

災害の発生中又は発生後は被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等を具体的に周知し、人身の安全を重点にしてケーブルネットワーク告知端末、エリアメール、電話、広報車等を活用し、住民に周知する。

(7) 要配慮者対策

在宅高齢者、障がい者に対する広報、広聴は、ホームヘルパーや児童民生委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる人を通じて行う。

旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者を通じて行う。

(8) 市民からの通報、問い合わせへの対応

市民からの通報、問い合わせについては、情報班、市民班、総務班が対応し、重要事項については、関係する対策班に伝達する。

(9) 安否情報等の対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

(10) 災害記録活動

情報班は、災害の情報を集約し、写真又はビデオ等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震に関する情報の収集・住民への伝達等

《担当部局:情報班》

本節は、地震による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生する恐れがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

竹田市役所内の計測震度計で震度5強以上の地震が発生した場合、市は住民に対して出火防止、山・崖崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起する。

(2) 竹田市の措置

竹田市域内で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、ケーブルネットワーク告知端末、職員等参集メール、移動通信業者が提供する緊急速報メール配信（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやツイッター等のソーシャルメディア）、広報車等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

2 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報

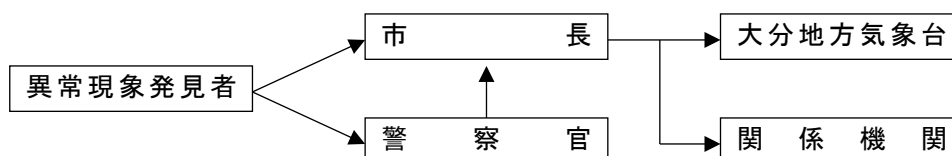
(1) 基本方針

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、消防署、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に報告する。

(2) 竹田市の措置

発見者、警察官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受ける恐れのある地域の住民に周知するとともに、関係機関に通報し必要な措置を求める。

(3) 住民等は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに以下に掲げる関係機関に通報しなければならない。



異常現象発生時の通報要領

第2節 避難の勧告・指示及び誘導

《担当部局：総務班》

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体・生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

1 避難措置の責任体制

地震発生後・余震等の災害の危険のある場合、危険地域の住民等に対し、立ち退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、それぞれの実施責任者が時期を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、県知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。

緊急を要する場合、市長に代わり当該地域の支所長が避難措置の発令を行う。

●避難指示を行うもの

- ・市 長（災害対策基本法第 60 条）
- ・警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
（自衛隊法第 94 条））

2 避難措置の基準

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

特に、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令時には、従来のアナウンスに加え、県内において統一したサイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行う。

（1）避難措置の区分

ア 高齢者等避難（呼びかけ）

地震発生後・余震等の継続状況を踏まえて、暴風雨、洪水又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

- ① 大分地方気象台から、西部、竹田に大雨、洪水警報のいずれか1つ以上が発せられ、当該地域内に災害が発生する恐れがある場合で、避難を要すると判断されるとき。
- ② 当該地域の河川水位がはん濫注意水位に達し、若しくは竹田市内の雨量観測地点で時間降水量 40 ミリを観測し、避難を要すると判断されるとき。

イ 避難指示

- ① 大分地方気象台から、西部、竹田に大雨、洪水警報及び土砂災害警戒情報のい

ずれか1つ以上が発せられ、当該地域の河川水位が避難判断水位に達し、洪水が生ずる恐れがある場合で、避難を要すると判断されるとき。

② 河川の上流地域が水害を受け、下流の当該地域に水害が生ずる恐れがあると判断されるとき。

③ 時間降水量70ミリ以上の降水量が断続的に観測されるものと予想されるとき。

④ 当該地域において、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害の発生が予想されるとき。危険地域の住民等を安全な場所に、事前に避難させる。

ウ 警戒区域の設定

避難指示を伝達すると同時に、危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の情報伝達

ア 避難指示等の発令時する場合、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号により、住民に周知する。

イ 防災GISで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

＜伝達手段＞

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| ① サイレン、警鐘 | ② ケーブルネットワーク告知端末 |
| ③ 移動通信業者が提供する緊急速報メール配信（エリアメール等） | |
| ④ インターネット（市ホームページやツイッター等のソーシャルメディア） | |
| ⑤ 電話 | ⑥ 広報車等 |
| ⑦ 消防団員、警察官、市職員による巡回 | |
| ⑧ 自主防災組織 | ⑨ 報道機関 |
| ⑩ アマチュア無線 | ⑪ 水防信号 |

(3) 避難経路及び誘導方法

ア 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

イ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ウ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

エ 避難が遅れたものを救出する場合、竹田市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

オ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

カ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

キ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。

ク 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、ティッシュペーパー等としその他は最小限の着がえ、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき

得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

ケ 避難を指示するための信号は概ね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(4) 避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、災害の状況によっては竹田市が所有する前記以外の施設を有効に活用する。

但し、次の点に留意する

ア 避難場所の開設にあたって、市長は、避難場所の管理者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。

イ 市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

資料編 2-2-20「指定避難所等」

資料編 2-2-21「福祉避難所」

(5) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底するように努める。

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 避難すべき理由（危険の状況） | ② 避難の経路及び避難先 |
| ③ 避難先の給食及び救助措置 | ④ 避難後における財産保護の措置 |
| ⑤ その他 | |

(6) 自主避難体制の整備

竹田市は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌をはじめとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあつて自主的に避難するよう心がける。

(7) 要配慮者への配慮

竹田市は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。

(8) 学校、社会福祉施設等における要配慮者の避難

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 避難実施責任者 | ② 避難の順位 |
| ③ 避難誘導責任者及び補助者 | ④ 避難誘導の要領及び措置 |

(9) 車両等の乗客の避難措置

車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

3 避難の措置

(1) 市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。

(2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

(3) 市長は避難の指示をしたときは、関係機関と協力して次の方法のうち実情に即した方法でその周知徹底を図る。また、県知事、警察官等から避難の指示等があった場合も同様とする。なお、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

第3節 救出救助

《担当部局：消防対策部》

山・がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送については、市長及び警察官がその他の関係機関に応援を求めて速やかに実施する。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

2 救出対象者

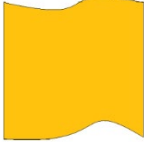
救出の対象者は、災害のため現に身体が危険な状態にある者及び災害のため行方不明の状態にある者とする。

- | |
|------------------------------|
| ① 火災の際に火中に取り残されたような場合 |
| ② 倒壊家屋の下敷きになったような場合 |
| ③ 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めとなったような場合 |

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容 規格 布(概ね2m×2m)

①黄色 	避難者がいることを示す。	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す。
--	--------------	--	--------------------------------------

4 竹田市の救出救助

救出救助及び搬送は、消防班を中心に救出班を編成、警察官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

これらの救助活動にあたり建設用資機材を必要とする場合には、大分県建設業協会竹田支部に「災害時等における建設用資機材の支援に関する協定書」に基づく支援要請を行う。

市長が外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況によりさらに応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づいて市長は、次の基準により被災者の救出について必要な措置を行う。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者

(2) 救出のための費用の負担

- | |
|---------------------------------------|
| ① 救出のため必要な機械、器具の借上費用 |
| ② 救出のため使用した機械、器具の修繕費用 |
| ③ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使 |

用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費の通常の実費範囲内とする。

(4) 救出を実施する期間

救出を実施する期間は、特別の事情がない限り災害発生の日から3日以内とする。

(5) 帳簿等の整備

市長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 救助実施記録日計票 | ② 被災者救出用器具燃料受払簿 |
| ③ 被災者救出状況記録簿 | ④ 被災者救出関係支払証拠書類 |

第4節 救急医療活動

《担当部局：保健医療班》

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 緊急医療活動の実施体制

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、市長が市内の災害拠点病院や他の医療機関及び防災関係機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分DMAT指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等の協力を求めて実施する。

但し、災害救助法が適用された場合は県知事が実施する医療及び助産措置について協力する。

災害拠点病院	連絡先
竹田医師会病院 竹田市拝田原 448	TEL 63-3241 FAX 63-0193
大久保病院 竹田市久住町大字栢木 6026-2	TEL 64-7777 FAX 77-2247

資料編 2-2-22 「災害拠点病院」

2 医療救護班の編成

この節の定める医療及び助産等の業務を行うため医療救護班を編成する。医師会等の医療機関をはじめ、必要に応じて県及び豊肥保健所に協力を求めて実施する。

3 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

ア 医療の実施範囲

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 診察（疾病の状態を判断する。） | ② 薬剤又は治療材料の支給 |
| ③ 処置、手術、その他の治療及び施術 | ④ 病院又は診療所への収容 |
| ⑤ 看護 | |

イ 医療の対象者

- | |
|--------------------------------|
| ① 災害のための医療の途を失った者（り災の有無を問わない。） |
| ② 応急的な医療を施す必要のある者 |

ウ 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とする。

但し、特別の事情がある場合には一般医療機関による救護を行うことができる。

エ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情がない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

オ 医療のため負担する費用の範囲

- | |
|--------------------------------------|
| ① 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費 |
| ② 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康診療報酬の額以内 |
| ③ 施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内 |

(2) 助産の実施基準

ア 助産の範囲

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 分娩の介助 | ② 分娩前、分娩後の処置 |
| ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 | |

イ 助産の対象者

- | |
|-----------------------|
| ① 災害のため助産の途を失った者 |
| ② 災害発生の日の前後7日以内に分娩した者 |

ウ 助産の方法

医療救護班によって行うことを原則とするが、特別の事情がある場合には産院又は一般医療機関で行うことができる。

エ 医療の実施期間

医療の実施期間は特別の事情がない限り、分娩した日から7日以内とする。但し、災害発生の日前に分娩した者は、分娩の日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

オ 助産のため負担する費用の範囲

- | |
|--|
| ① 医療救護法による場合は、使用した材料の実費 |
| ② 産院、その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額 |

4 医療救護所の設置

- (1) 竹田市は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。なお、救護所における医療は医療救護班が行う。
- (2) 竹田市は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

第5節 消防活動

《担当部局：消防対策部》

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限度に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

竹田市消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動を行うとともに、竹田市消防本部の活動に積極的に協力する。

2 消防活動

大規模な火災等の発生により外部からの応援が必要と判断される場合は、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により近隣消防本部に応援を求める。

大規模な火災等の発生時における消火活動に際し、消火用水の供給支援を必要とする場合には豊肥生コンクリート協同組合に「消火用水の供給支援に関する協定書」に基づく支援を要請する。また、県に「緊急消防援助隊」や「自衛隊」等の応援の要請を行う。

第6節 二次災害の防止活動

《担当部局：総務班、管理班、土木班、住宅・調査班、農林班、消防対策部》

災害後の降雨等による地震、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

竹田市及び防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止する。

2 二次災害防止活動

竹田市においては、各対策部において、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、各対策班は次の活動を行う。

ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

管理班は、市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

土木班は、市所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

(2) 土砂災害等の防止活動

土木班は、土砂災害の危険箇所等として指定されている箇所の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をするとともに、その状況を情報班に報告する。

ア 点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害警戒区域等）② 地すべり防止区域（土砂災害警戒区域等）③ 土石流危険溪流（土砂災害警戒区域等）④ 落石等危険箇所⑤ その他の二次災害の危険性があると判断される箇所 |
|--|

(3) 二次的な水害の防止活動

消防団は、水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとるとともに、その実施状況を消防対策部消防総務班に報告する。

(4) 風倒木による被害の防止活動

農林班は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

消防班は、爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係機関と連携し、次に掲げる施設等の被害の防止に努める。

- ア 危険物施設
- イ 火薬保管施設
- ウ ガス施設
- エ 毒劇物施設
- オ 放射性物質施設
- カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

総務班は、降雨等による二次災害の危険性について、ケーブルネットワーク告知端末等により市民に注意を呼びかける。

(7) 被災建築物の石綿飛散防止活動

住宅調査班は被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。

なお、保健医療班の初動活動については、「竹田市災害時保健活動マニュアル」に詳細を示す。

第1節 避難所運営活動

《担当部局：避難所班、保健医療班、生活保護班》

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、竹田市が行う。災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づいて竹田市が行う。その他防災関係機関は避難所の管理運営に積極的に協力する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設方法

避難所は、あらかじめ定めた公共の学校・公会堂・公民館などの既存の施設を利用するが、災害の状況に応じて竹田市が所有する前記以外の施設を有効に活用する。但し、これらの施設が利用できないときはプレハブを仮設し、又はテントを借り上げ設置する。避難所の開設にあたって、市長は避難場所の管理者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。

予定した避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難な場合は、県知事又は隣接市町村長に被災者の収容について要請する。

(2) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって、被害を受ける恐れのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

(3) 避難所開設の場合の手続き

避難所を開設した場合は、次の措置をとる。

ア 避難所開設の周知

速やかに被災者及び警察官、消防等の関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

イ 避難者名簿の作成

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、公表する。

なお、公表にあたり必要な事項（公表の目的・公表先・担当する部署）を明確にする。

ウ 避難所開設に関する報告

竹田市は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難人数）を県地区災害対策本部に報告する。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 避難所開設の日時及び場所 | ② 施設箇所数及び収容人員 |
| ③ 避難者名簿 | ④ 開設見込期間 |

エ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所開設に要する費用は、内閣総理大臣が定める範囲内とする。この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 賃金職員等雇上費 | ② 消耗器材費 |
| ③ 建物及び器物使用謝金 | ④ 借上費又は購入費 |
| ⑤ 光熱水費 | ⑥ 仮設炊事場及び便所設置費 |
| ⑦ 衛生管理費 | |

オ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設時期は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間をこえて開設しなければならない特別な事情がある場合は、あらかじめその理由を県福祉保健部に申し出て承認を受ける。

3 要配慮者の避難等の措置

竹田市は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所を速やかに開設する。福祉避難所の開設は、協定を締結している施設に依頼する。

また、災害救助法が適用された場合の避難所で、集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館、ホテル等の借り上げを行う。

なお、竹田市のみでは対応できない場合、県地区災害対策本部及び関係機関へ協力を要請し、市外の社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

（１）広域避難を必要とする要配慮者等の把握

竹田市は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等ができるよう努めるとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況を県地区災害対策本部に報告する。

（２）広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、保健医療班は必要に応じて、自衛隊、県に応援を要請する。竹田市は県と連携して移送先の状況を把握し、ベッド、車椅子その他の資機材の確保、専門人員の派遣等の必要な措置を講じる。

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）。また、「避難所運営マニュアル」に基づき、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう竹田市に協力する。

（１）避難所の運営管理体制の確立

竹田市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や飲料水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

（２）避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

（３）避難所での食料・飲料水・生活必需品の配布

竹田市は、避難所での食料・飲料水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

（４）避難所のニーズの把握

竹田市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

（５）避難住民の健康への配慮

竹田市は、避難者の健康管理のため、保健医療班が、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないよう対策を講じる。

（６）避難所の生活環境への配慮

竹田市は、避難所における簡易トイレ（洋式）やマンホールトイレの導入などトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

（７）女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

ア 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置するよう努める。

イ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ウ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

エ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

オ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。

カ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に

努める。

キ 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所での外国人への配慮

竹田市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。

5 避難生活者の保護・救援

竹田市は、避難所における医療・保健衛生ニーズの有無を把握し、速やかに県へ医療救護班の派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する医療・保健支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

6 広域一時滞在

竹田市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断したときは、県の被災者救援避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

第2節 避難所外被災者の支援

《担当部局：避難所班、保健医療班、生活保護班》

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料、物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。（避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。）

1 避難所外被災者の状況把握

竹田市は、避難所外被災者の状況を調査し、必要な支援を行う。

避難所班は、避難所外被災者の状況を調査するとともに、必要に応じて県地区災害対策本部、関係機関に支援を要請する。

2 避難所外への要配慮者

竹田市は、避難所外への要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。避難所班は、県地区災害対策本部に報告し、必要に応じて支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行う。

3 避難所外避難者への情報伝達活動

竹田市は、被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの

機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行なうなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

竹田市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が供給されるように努める。

5 巡回健康相談の実施

竹田市は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

《担当部局：調達・輸送班》

本節は、食料の供給、販売機構が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊き出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては竹田市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）。

調達・輸送班は、食料の調達状況を把握し、市による食料供給が困難な場合は速やかに、県地区災害対策本部に支援要請を行う。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

竹田市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

(2) 食料供給の実施

竹田市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。

3 食料の供給種別

食料の供給種別は次のとおりとし、それぞれ被災の状況に応じ必要な措置をとる。

- (1) 炊出しの実施
- (2) 主食の供給
- (3) 野菜・魚介類・副食品・調味料等の供給あっせん

4 主食の応急供給

市長は、所管の県地区災害対策本部を経由して県に対し、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例)により、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、その承認後引渡しを受け、被災者に対する供給又は給食を実施する。

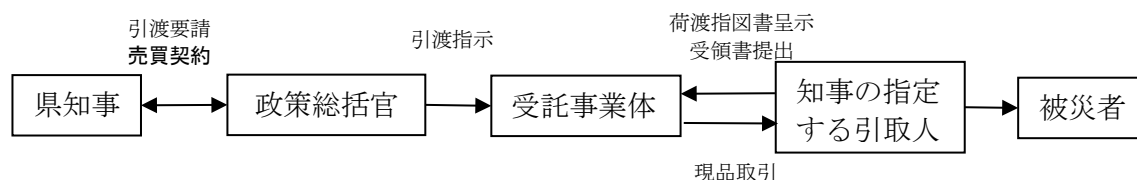
5 被災地が孤立した場合等における災害救助用米穀の緊急引渡

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策総括官（以下「政策総括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

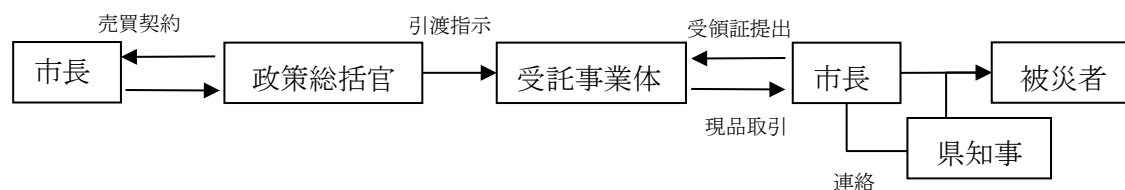
竹田市が政策総括官に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡し、県支援物資部食料班を通じて政策総括官へ要請書を送付する。

6 主食の応急供給系統

(1) 知事に対する応急食糧の直接売却



(2) 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



7 食料の供給措置（災害救助法が適用された場合）

県知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を県福祉保健部に情報提供し、必要な指示を受ける。

また、市長が県知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（１）炊き出し、その他による食品の給与基準

ア 給与を受ける被害者の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者③ 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で上記と同一の状態にある者④ 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者⑤ 流通の途絶により食品が確保できない者 |
|---|

イ 炊出しその他による食品給与の方法

- ① 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- ② 食品の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
- ③ 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- ④ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- ⑤ 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ⑥ 炊き出しは自治会、婦人会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を求めて実施する。

（２）配給方法

食料の配給は避難所班が担当し、避難所責任者、自治会長又はボランティア等を通じて対象者に配給する。

（３）期間の限度

特別の事情のない限り災害発生の日から７日以内とする。なお、一時縁故地先等へ避難する被災者に対しては現物を３日分以内支給する。

（４）帳簿等の整備

炊き出し、その他の食品を給与する場合には、各責任者は次の帳簿を整備し保存する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 救助実記録日計表（炊き出し受給者名簿、炊き出し用物品借用簿）② 炊出し給与状況 |
|--|

- | |
|---------------------------|
| ③ 炊き出し、その他による食品給与用物品受払簿 |
| ④ 炊き出し、その他による食品給与に関する証拠書類 |

第4節 給水

《担当部局：水道・応急給水班》

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、第一に順位としては竹田市が行う（災害救助法が適用された場合、県の委任に基づいて市が行う。）。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

竹田市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

- | | |
|----------|-------------------|
| ① 被災者の状況 | ② 医療機関、社会福祉施設等の状況 |
| ③ 通水状況 | ④ 飲料水の衛生状況 |

（2）給水の実施

市は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う

- ア 給水場所、給水方法、給水時間等についてケーブルネットワーク告知端末を用いてきめ細かく住民に広報する。
- イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

3 給水の方法

給水は次のとおり行う。

（1）飲料水

- ア ボトル水の配給による給水
- イ 給水車による給水
- ウ ろ水器による給水
- エ その他水入り容器を運搬して行う給水

（2）生活用水

- ア 学校プールその他適当な貯水槽による給水
- イ 個人、専業用井戸又は湧水による給水

ウ 浄水剤の支給による給水

4 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

5 飲料水の供給量

飲料水は、1人1日3リットル程度を目標とする。

目標とする給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ／人・日	給水車、水槽、仮設給水タンク
4日～10日まで	20ℓ／人・日	配水幹線付近の仮設給水栓、給水車、水槽、仮設給水タンク
11日～21日まで	100ℓ／人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

6 帳簿等の整備

災害救助法が適用された、県知事の委任による飲料水の給水を実施した場合には、次の帳簿を整備し、保存しておかねばならない。

- | | |
|------------------------------|------------|
| ① 救助実施記録日計表 | ② 飲料水供給記録簿 |
| ③ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿 | |
| ④ 飲料水供給のための支払証拠書類 | |

第5節 被服寝具その他生活必需品供給

《担当部局：調達・輸送班》

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う。災害救助法が適用された場合、市は、県知事の委任により活動を行う。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設の状況

（２）被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

（３）災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、市は被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県地区災害対策本部に情報提供する。

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準は、概ね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）② 被服、寝具、その他生活上必要な最上限度の家財をそう失した者③ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 |
|--|

イ 給与又は貸与品目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等）② 外衣（洋服、作業服、子供服等）③ 肌着（シャツ、パンツ等）④ 身の回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等）⑤ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）⑦ 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉等）⑧ 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等） |
|---|

（４）給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定める。

（５）給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（６）給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終了する。

3 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、概ね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

（１）給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

（２）給与実施基準

(1)の災害を受けた世帯が17被災世帯に達した場合とする。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年度内閣府告示第 228 号）に定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

4 帳簿等の整備

被災世帯に対し、救援物資の給与又は貸与をした場合には次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 物資購入（配分）計画表 | ② 物資受払簿 |
| ③ 物資購入及び支払証拠書類 | |

第6節 医療活動

《担当部局：保健医療班》

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は市民の医療の確保に万全を期す必要がある。この場合、第3章第4節「救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から必要な期間継続して実施するが、特に以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

保健医療班は、避難所班、現地対策本部と連携して次の情報を収集し、災害対策本部に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 避難所及び被災地域における医療ニーズ | |
| ② 医療機関等の状況 | ③ 電気、水道の被害状況、復旧状況 |
| ④ 交通確保の状況 | |

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

保健医療班は、以下の情報を集約し、総務班を通じて県に報告し、情報班、報道機関等から一般に広報する。

また、相談電話を設置して市民からの問い合わせに応じる。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 医療機関の被災状況、稼働状況 |
| ② 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況 |
| ③ 現地での医療品、人員等の確保状況 |
| ④ 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況 |
| ⑤ 負傷者の発生状況 |
| ⑥ 移送が必要な病人の発生状況 |
| ⑦ 透析患者及び人工呼吸器患者、在宅酸素患者等難病患者等への医療体制の状況 |

第7節 保健衛生活動

《担当部局：保健医療班、環境衛生班》

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定める。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動、感染症予防に関する防疫措置は、市が実施する。
また、市のみで対応が困難な場合は、県に代行又は支援を要請する。

2 保健衛生活動の実施方針

市は県地区災害対策本部と連携して、被災地での保健衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。

- (1) 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- (2) 避難所における医療ニーズ
- (3) 避難所にいる要配慮者の数
- (4) 食料や飲料水の供給状態
- (5) 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- (6) 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- (7) 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- (8) 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- (9) 調理場、トイレ等の衛生状態

3 健康管理活動の実施

保健医療班は、被災地で把握した情報をもとに、以下に示す活動を実施する。なお、市のみでは活動が困難と判断される場合は、県地区災害対策本部へ支援の要請を行う。

(1) 要配慮者への保健指導及び情報提供

避難所等を巡回し、要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

(2) 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む。）における健康相談を行う。

(3) 栄養指導対策

避難所等を巡回し、食品取扱者や被災地域住民に対し、栄養管理指導及び栄養に関する相談への応対を行う。

(4) 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

(5) 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む。）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫の責任体制

被災地の防疫に関する計画の樹立及び実施は市長が行う。

但し、重大な災害発生のため市のみで実施することが困難な場合は県福祉保健医療部に協力を求める。

(2) 防疫体制の確立

市は県地区災害対策本部、竹田市医師会等と緊密な連携をとり、感染症に対する予防宣伝、防疫機器及び薬剤の点検確保並びに防疫組織の整備等に留意し、防疫活動の円滑化を図るよう努める。

(3) 防疫班の編成

この節に定める防疫の業務を行うため、防疫班を編成し、県地区災害対策本部、竹田市医師会等と連絡を密にし、住民の協力を求めて効果的な防疫活動を行う。

(4) 防疫対象

ア 検病調査及び健康診断

災害発生地域に感染症患者が発生し、又は発生する恐れがあるときは災害地全般にわたり検病調査並びに健康診断を行う。

イ 清潔方法

家屋内外の掃除、溝の清掃、汚物やゴミの処理を行う。

ウ 消毒方法

災害発生により感染症の病原体に汚染されたと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水槽等に対して薬物散布、その他の方法により消毒を行う。

エ 防疫知識の普及・啓発

検病調査、健康診断又は消毒方法等を実施する際には、災害発生地域の住民に対して防疫について、避難所、各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想普及を図り、防疫活動が円滑にできるよう努める。

(5) 仮設トイレの設置

ア 多くの利用が見込まれる避難所などは、仮設トイレを早急に設置する。また、避難所のし尿収集は、防疫上、優先的に行う。

イ 仮設トイレの設置にあたっては、定期のし尿収集と併せて関係機関へ要請する。

6 保健衛生活動の広報

保健衛生活動の広報は、情報班を通じ一般に広報する。

第8節 廃棄物処理

《担当部局：環境衛生班、土木班》

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定める。

1 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 竹田市及び県、関係事業者、市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 「大分県災害廃棄物処理計画」及び「竹田市災害廃棄物処理計画」に基づき、責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (4) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (5) 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- (6) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内処理を原則とし、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

2 廃棄物処理の実施

(1) 責任体制

一義的な処理主体は竹田市で実施し、災害廃棄物等処理基本指針に従って実施する。必要に応じて広域的な支援を要請する。

(2) ごみの収集処理

一般廃棄物は、竹田市中継施設において処理するほか、埋立処分等環境保全上支障のない方法により処理する。

(3) し尿の収集処理

し尿処理場で処理するほか、農村還元等環境保全上支障のない方法により処理する。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬

《担当部局：環境衛生班》

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を的確に実施するための活動について定める。

1 行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬については、市、警察署、県及びその他防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報

警察官は行方不明者の届出の受理を行った後、市及び関係機関への通報・連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市及び竹田警察署は相互に協力し、搜索班を編成して行方不明者の搜索にあたる。

3 遺体の処理

(1) 遺体の安置(検視前)

発見された遺体は、市が警察官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官の検視に付す。医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

市は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置(検視後)

ア 市は、遺体の安置所を設置する。

イ 市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ 市は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

エ 市は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで対応が困難な場合は、県地区災害対策本部に協力を求める。

5 災害救助法適用に関する事項

(1) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する。次の範囲内の死体遺体搜索について、必要な措置を行う。

ア 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない）。

イ 支出する費用

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費② 搜索のため使用した機械器具の修繕費③ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費④ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費⑤ 支出費用の限度額⑥ 当該搜索地における実費 |
|---|

ウ 搜索の期間

特別の事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の取扱い

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の遺体処理について、必要な措置を行う。

ア 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者とする。

イ 遺体の処理内容

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 | ② 遺体の一時保存 |
| ③ 遺体の検案 | |

ウ 支出する費用の限度

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ② 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 検案のための費用は、医療救護班以外によって実施した場合について、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

エ 遺体の処理の期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋葬

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の死体遺体埋葬について、必要な措置を行う。

ア 埋葬を行う範囲

- | |
|----------------------|
| ① 災害の時の混乱の際に死亡した者 |
| ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合 |

イ 埋葬の方法

仮埋葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。

なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

ウ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ 埋葬の期間

埋葬の期間は、特別の事情がない限り発生の日から 10 日以内とする。

(4) 帳簿等の整備

県知事の委任に基づき市長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに保存しなければならない。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 救助実施記録日計票 | ② 遺体搜索状況記録簿 |
| ③ 搜索機械器具燃料受払簿 | ④ 埋葬台帳 |
| ⑤ 死体処理台帳 | ⑥ 死体搜索用関係、死体処理費、埋葬費支出証拠書類 |

第10節 住宅の供給確保

《担当部局：住宅・調査班》

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定める。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、第一順位としては市が主体となって実施する。

但し、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去は主として県が、市その他の関係機関に協力を求めてこれを実施する。

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅供給及び応急確保の措置は、概ね次の方法により実施する。

- (1) 住宅が滅失した世帯に対する応急仮設住宅の建設
- (2) 住宅が半焼、半壊の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 応急仮設住宅の設置

(1) 設置基準

ア 構造及び規模

1戸当たりの規模は建築面積 29.7 m² (9 坪) を基準とする。構造は原則として木造平屋建てとし、パイプ式組立住宅資材によることができる。

イ 費用

1戸当たりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ 設置場所

原則として公有地、それが困難なときは私有地。

エ 設置の方法

請負工事又は直営工事により設置する。

オ 着工期日

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

(2) 入居世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから自治会長及び民生委員等の意見を聞き、り

災者の資料、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ア 住宅が全焼、全壊又は流失した世帯
- イ 居住する住家がない世帯
- ウ 自らの資力をもって住家を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

(3) 供給期間

建設工事が完了した日から2年以内とする。

(4) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- イ 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られやすくするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- ウ 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の基準

- ア 応急修理については、面積等の制限はしないが居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- イ 応急修理は、大工又は技術者等による修理もしくは請負工事によって実施する。
- ウ 応急修理は、災害発生の日から原則として1か月以内に完了する。
- エ 応急修理に要する1戸あたりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(2) 応急修理を受ける者

住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもって応急修理ができない者

(3) 応急修理を受ける者の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから自治会長、民生委員等の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ア 災害のため住宅が半焼、半壊した世帯
- イ 当面の生活が営み得ない世帯
- ウ 自らの資力で応急修理ができない世帯

5 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行う。

(1) 応急的な除去の基準

- ア 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の応急的な除去とする。
- イ 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ウ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- エ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(2) 応急的な除去を受ける世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから自治会長及び民生委員等の意見を聞き、被災者の資料、その他の生活条件等を勘案し市長が決定する。

- ア 住家が半壊又は床上浸水した世帯
- イ 当面の日常生活を営み得ない世帯
- ウ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 帳簿等の整備

県の委託に基づく住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を実施したときは、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 救助実施記録日計表 | ② 障害物除去の状況記録簿 |
| ③ 障害物除去費支払関係証拠書類 | |

6 被災住宅の被害認定調査の対応

被災住宅の被害認定調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速に着手し、実施していく必要がある。

そのため、竹田市は、必要に応じて、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

竹田市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第11節 文教対策

《担当部局：教育・教育施設班、生涯学習班》

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定める。

1 文教対策の責任体制

教育施設及び設備の被災は、児童、生徒の教育に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長が保護者をはじめとするPTAなどの関係機関の協力を求めて実施し、第二順位として市教育委員会がこれにあたる。

また、市長は市教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置を援助するとともに必要な措置を講ずる。

なお、市教育委員会は、学校等の教育施設が避難所として使用される場合、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、適切な教育の確保に努める。

2 応急措置の実施基準

学校長は概ね次の事項を基準に応急措置を実施する。

（1）被災状況等の把握

教育・教育施設班は、以下により教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握し、県地区対策本部へ報告する。

（2）教室の確保

必要な教室等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報連絡するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、教育委員会を通じて県に応援を求める。

ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会所等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。

エ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

（3）応急授業の実施

災害発生状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間において相互に応援・協力する。

（4）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、棄損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措

置を講ずる。

災害救助法が適用された場合、市は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア 給与の対象

学用品の給与は、災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、学用品を喪失又は棄損傷し、就学上支障のある者に対して実施する。

イ 給与の品目

被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、概ね次のとおりとする。

（ア）教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材

（イ）文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

（ウ）通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

ウ 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

- | |
|---|
| ①対象は小学校・中学校 |
| ②教科書及び教材は実費 |
| ③文房具通学用品：生徒又は児童 1 人あたりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。 |

エ 給与期間及び給与の方法

特別な事情のない限り、教科書及び教材は、災害発生の日から 1 か月以内に現物を支給、学用品通学用品は、災害発生の日から 15 日以内に現物を給与する。

オ 帳簿等の整備

学用品の給与を実施した場合には次の帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

- | | |
|----------------|-------------|
| ①救助実施記録日計表 | ②学用品の給与状況 |
| ③学用品購入関係支払証拠書類 | ④備蓄物資払出証拠書類 |

（５）転校措置及び進路指導

各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況を速やかに把握し、市育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

（6）児遺・生徒の安全対策

各学校は、災害時における児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- ア 避難を行い安全の確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引き渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。
- ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- エ 災害発生時に在校していなかった児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

（7）学校保健衛生措置

各学校は、児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。

また、必要に応じて、児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

- ア 児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- イ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ウ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- エ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

3 学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- （1）在校中に発生した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- （2）避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

4 文化財の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

（1）被災状況の調査、連絡体制

所有者又は管理者⇨市教育委員会⇨県教育委員会⇨文化庁（国指定文化財）

（2）被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

竹田市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保存に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

《担当部局：総務班》

本節は、災害後の住民の生活を安定させるために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定める。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察と市が協力して実施する。物価の安定等に関する活動は、市が県等の関係機関と協力して実施する。

2 社会秩序維持のための活動

警察、市、自主防災組織、地域住民等は、協力して、防犯パトロールや地域安全情報の広報を実施する等、地域の安全の確保に努める。

3 物価の安定等に関する活動

市は、商工団体、県等の協力のもと定期的に物価を監視する。また、消費生活相談所を設置し、消費生活に関する相談に応じる。

4 地域安全情報等の広報

情報班を通じて、地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。

なお、その際、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

第13節 義援物資の取扱い

《担当部局：避難所班、調達・輸送班》

本節は、災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

市は企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

また、義援物資の受入、仕分け、配送に関して、必要に応じて市社会福祉協議会等に協力を求める。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

避難所班は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決

定する。

情報班は、避難所班が決定した事項について県あるいは直接報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、避難所班、調達・輸送班が連携して実施する。

第14節 被災動物対策

《担当部局：環境衛生班・避難所班》

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県地区対策本部、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、県地区対策本部と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第5章 社会基盤の応急対策

市、県及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、大分管区气象台からの情報をはじめとする洪水・土砂災害情報、避難所等の状況、安否情報等、その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策

《担当部局：上下水道班》

本節は、社会生活に欠かせない電気、電話、ガス、上下水道の災害時の応急対策について定める。

1 応急対策の基本方針（インフラ各事業者）

電気、電話等に係る各事業者は、各々の災害時対応に従い、災害による被害を被ったときには二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は、業者から要請があった場合その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制

人身に係わる二次災害が発生する恐れのある場合、また、発生した場合は、市、警察署、消防署に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を実施しようとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

- ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての公共施設の貸与
- エ 広報車両、ケーブルネットワーク告知端末等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路・河川・鉄道等の応急対策

《担当部局：土木班》

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、鉄道などの応急対策について定める。

1 応急対策の基本方針（管理者）

道路、河川、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は管理者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 被害状況、応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況、応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、要配慮者等にも配慮する。

3 応急対策にあたっての市の支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を実施しようとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第 3 部

災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興の基本方針

《担当部局:全課》

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進するものである。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予想することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い地域を後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の地域の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けることができると判断される場合、竹田市は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受け入れられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、竹田市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の地域の姿を明確にして、計画的な災害に強いまちづくりを進めていく。

資料編 2-3-2 「激甚災害指定基準」

資料編 2-3-3 「局地激甚災害指定基準」

第2章 がれきの処理

《担当部局:各課》

竹田市は、復旧・復興を迅速に行うため、がれきの処理を早期に開始する。

また、大量のがれきが発生した場合、その処理が円滑に図られるよう必要に応じて県に要請する。

1 仮置場、最終処分地の確保

がれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、竹田市は県に仮置場、最終処分地の確保について要請する。

2 リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとする。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれきの処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的ながれき処理の実施

竹田市は復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理を復旧・復興に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。

また、大規模な災害に際し、県内市町村及び関係団体から支援が受けられるよう広域処理支援体制の構築を進める。

第3章 公共土木施設の災害復旧

《担当部局：建設課》

本節は、被災した公共土木施設等の復旧を推進、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定める。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不時の災害に備える。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の趣旨等を踏まえ、緊急度を勘案のうえ災害復旧事業の促進を図る。

3 農林産業施設災害復旧事業の推進

農林産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）の趣旨等に基づき、それぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設その他の公共施設の災害復旧についても、その緊急度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第4章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第1節 被災者・被災事業者の自立

《担当部局：各課》

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、竹田市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、概ね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、設置等運用にあたって柔軟に対応する。

1 各種手続の総合窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。また、中小企業者、農林業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

2 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

3 法律相談の実施

弁護士会等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）

4 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報により提供する。

5 災害義援金の配分

（1）配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて竹田市に義援金配分委員会を設立する。

ア 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- ① 竹田市
- ② 竹田市議会
- ③ 竹田市自治会連合会
- ④ 社会福祉法人竹田市社会福祉協議会
- ⑤ その他の関係機関

イ 配分委員会の組織

① 委員の任命

市長は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

② 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

③ 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

④ 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

⑤ 配分資料の整備、保管

会長は義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

なお、大規模災害時には、り災証明や義援金の配分等を求め、被災者が窓口等に殺到することが考えられるので、配分の方法について検討する。

第2節 り災証明書の発行

《担当部局：税務・会計班》

竹田市は、災害発生後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合は、速やかにより災証明を交付する。

り災証明は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うにあたって必要とされる家屋の被害程度について、防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的として、市長が発行する。

1 り災証明の発行手続き

(1) 被害家屋の調査は、税務・会計班が担当し、総務班がり災証明書を発行する。

(2) り災証明は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流失、床上浸水、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや

(3) 発行は、市の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、火災については消防署長が行う。

様式-「り災証明申請書・り災証明書」

第5章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

《担当部局:各課》

1-1 災害弔慰金（竹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 条例第121号）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（市内に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害

1-2 災害弔慰金（竹田市災害弔慰金等支給要綱 告示第55号）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（市内に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村を含む地域に対して、気象警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき

支援の種類	給付
	3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報又は津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に臨時火山情報又は緊急火山情報が発表されたとき 等

2-1 災害障害見舞金（竹田市災害弔慰金の支給等に関する条例 条例第 121 号）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり。 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-1 に同じ
市単独事業 支援の内容	1 非常災害により下記の被災を受けた方へ見舞金を支給する（市単独事業）。 ①住家の全焼、全壊又は流失 1世帯 20,000円 ②住家の半焼、半壊又は半流失、床上浸水 1世帯 10,000円 ③死亡の場合 1人 20,000円 ④重傷を受けた場合 1人 10,000円

2-2 災害障害見舞金（竹田市災害弔慰金等支給要綱 告示第 55 号）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内

支援の種類	給付
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両目が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1－2に同じ

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

（1）支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

（2）対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5 人以上	1 人増すごとに 7 3 0 万円に 3 0 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は 1, 2 7 0 万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で県において災害救助法が適応された市町村が 1 以上ある場合の災害

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する 6 5 才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。

②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	2 5 0 万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年 1 . 5 %
据置期間	6 か月以内
償還期間	7 年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	1 0 万円
貸付利率	無利子
据置期間	2 か月以内
償還期間	8 か月以内

③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する 6 5 才以上の高齢者のいる世帯

②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：竹田市社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類 融資	
共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、受給している年金の年額の範囲内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者: 年金受給者	
(3) 問合先: (株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類: 融資	
恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※ 金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者: 恩給受給者	
(3) 問合先: (株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

8 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。）

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、郊外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合先	県、市町村、学校

10 私立学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助を行う県に対し、国が補助する。
対象者	震災により授業料等の納付が困難となった私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の幼児児童生徒
問合先	県、各私立学校

11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める方
問合先	各大学等

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※ 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」を参照
問合先	市町村、幼稚園

13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対 象 者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問 合 先	県、市、学校

14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資						
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>学生・生徒1人あたり300万円以内</td></tr> <tr> <td>対 象 経 費</td><td>学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代</td></tr> <tr> <td>保 全</td><td>（公財）教育資金融資保証基金</td></tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内	対 象 経 費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代	保 全	（公財）教育資金融資保証基金
貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内						
対 象 経 費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代						
保 全	（公財）教育資金融資保証基金						
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に 入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている方 2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり						
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫						

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受ける。 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受ける。 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限を延長できる。
対象者	1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合先	県、市(税務課)

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ

支援の種類	軽減、猶予、延長
対象者	1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方、また所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方 2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方 4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方
問合先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した方の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方、また死亡した方の遺族がいない場合も対象
問合先	災害救助法が適用された場合

20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

（1）支援の種類：減免、猶予 ① 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。	
国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。

(2) 対象者

ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。

(3) 問合先：各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構年金事務所

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定める。
問合先	県、市町村、関係事業者

22 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHKによる確認調査、又は受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合先	日本放送協会

23 生活保護

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。
- ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。
- ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則
- ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	149,620円	120,190円

（平成24年度生活扶助基準）

（3）対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方

（4）問合先：県、市町村

24 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。 （1）使用者が、 ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要、労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 （2）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した方であること
問合先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

25 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、又は一時的に離職を余儀なくされた方
問合せ先	公共職業安定所

26 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	1 震災により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。 2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	震災により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方
問合せ先	公共職業安定所

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記の2つの支援金の合計額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる。)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

項 目	住宅の被害程度	
支給額	全壊等	大規模半壊
	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

項 目	住宅の再建方法		
支給額	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、

合計で200（又は100）万円 ※支援金の使途は限定されない。

(2) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯

(※) 下記の世帯を含む。

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(3) 問合先：県、市

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記の2つの支援金の合計額

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる）

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

項 目	住宅の被害程度		
支給額	全壊	半壊	床上浸水
	100万円	50万円	5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

※床上浸水には加算支援金はない。

項 目		住宅の再建方法		
支給額		再建・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
	全壊	200万円	100万円	50万円
	半壊	80万円	80万円	50万円
	床上	—	—	—

※支援金の使途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。
- 3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支

援制度において支給される。

住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(3) 問合せ：県、市

3 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資
- ②融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上、175㎡以下の住宅
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認する。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

(3) 問合せ：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資
- ②原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上、175㎡以

下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であること。

③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすこと。

④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資 の返済期間と同じ返済期間
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる。）

（3）問合せ：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資
- ②融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすこと。
- ③この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認する。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援する。 2 支援内容の概要 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認する。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方

支援の種類	その他
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

7 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

(2) 対象者

①低所得世帯、障がい者世帯介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯

②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合せ先：市町村、社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

8 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合せ先：県、市、社会福祉協議会

9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一

支援の種類	現物支給
	定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	1 以下の要件を満たす方 ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかの方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある。
問合せ先	県、市

10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として、県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）
問合せ先	県、市

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は1世帯あたり52万円（平成24年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ①災害により住宅が半壊又は半焼した者 ②応急仮設住宅等に入居していない者 ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者

支援の種類	現物支給
	④自ら修理する資力のない世帯 (※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない。) ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市に相談する。
問合せ先	県、災害救助法が適用された場合

12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能 (住宅の応急修理との併用不可)
問合せ先	県、災害救助法が適用された場合

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり133,900円（平成24年度基準）除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。 2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（ただし、生活に支障がなければ認められない。）。 ※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。
問合せ先	災害救助法が適用された場合

14 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資

①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。

②改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1, 0 3 0 万円又は工事費の 9 割のいずれか低い額
償還期間	1 5 年以内

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

①地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

②融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は新 築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1, 4 6 0 万円	9 7 0 万円	3 5 年
木造住宅(一般)	1, 4 0 0 万円		2 5 年
特例加算	4 5 0 万円		供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1, 1 6 0 万円	1, 4 6 0 万円
準耐火住宅	1, 1 6 0 万円	1, 4 6 0 万円
木造住宅（耐久性）	1, 1 6 0 万円	1, 4 6 0 万円
木造住宅（一般）	9 5 0 万円	—
特例加算	4 5 0 万円	4 5 0 万円
土地取得費	9 7 0 万円	9 7 0 万円

建て方	種 別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	2 5 年
	リ・ユースプラス住宅	3 5 年
マンション	リ・ユースマンション	2 5 年
	リ・ユースプラスマンション	3 5 年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

（２）対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

（３）問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

（参考）り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第２条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われる。

第3節 農林業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

①天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項 目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	5 5	5 0 0	2, 5 0 0
	一般農業者	4 5	2 0 0	2, 0 0 0
林業者		4 5	2 0 0	2, 0 0 0
被害組合		8 0	単 協 2, 5 0 0 連合会 5, 0 0 0	

(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項 目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	8 0	6 0 0	2, 5 0 0
	一般農業者	6 0	2 5 0	2, 0 0 0
林業者		6 0	2 5 0	2, 0 0 0
被害組合		8 0	単 協 2, 5 0 0 連合会 5, 0 0 0	

①貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林業者で、損失額が30%未満の者（激甚災害適用の場合）	6. 5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林業者で、損失額が30%以上の者（激甚災害適用の場合）	5. 5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林業者（激甚災害適用の場合）	3. 0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア)被害農林業者	(イ)特別被害農林業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

2 農林業者に対する資金貸付

支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林業経営の再建に必要な資金を融資	1, 200万円又は年間経営費	13年以内（うち6年以内の据置可能）
	農林業施設資金	災害により被災した農林業施設の復旧のための資金を融資	①負担額の100% ②1施設当たり1, 200万円	18年以内（うち6年以内の据置可能）
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	28年以内（うち13年以内の据置可能）
	農業経営基盤強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転資金を融資	個人1.5億円、法人5億円	28年以内（うち13年以内の据置可能）
	経営体育成強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得等のための資金や既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	個人1.5億円、法人5億円	28年以内（うち13年以内の据置可能）
	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	事業費×0.8～0.9	復旧造林：58年以内（うち38年以内の据置可能） 林道：28年以内（うち10年以内の据置可能）

支援の種類	融資			
	2 農協・漁協等			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資	①事業費×0.8 ②個人1,800万円 ③法人2億円	18年以内(うち10年以内の据置可能)
	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内(うち3年以内の据置可能)
	●上記のほかにも農林業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。			
対象者	農林業者			
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資

①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資

②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

貸付限度額	貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)

○中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)

④株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内(うち2年以内の据置可能)
	運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)

⑤株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資

- ①大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

- ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
- ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方
問合先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：15百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間1年以内） 運転資金は7年以内（措置期間2年以内）
対象者	1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行う。
対象者	中小企業等
問合先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日） 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること

支援の種類	給付
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第6節 災害対応の検証

《担当部局:総務課》

災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を各種計画等に反映するなど、防災・減災対策に活かすことにより、防災体制の向上や住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されることから、災害対応の検証、災害教訓、記録集等の作成、伝承に努める。

第1節 検証の実施

《担当部局:各課》

竹田市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を検証する。

第2節 検証結果の防災対策への反映

《担当部局:各課》

竹田市は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

第3節 災害教訓の伝承

《担当部局:各課》

竹田市は、作成した報告書や記録集等、さらに検証にあたって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

第 4 部

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

《担当部局:全課》

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に実施すべき施設等の整備に関する事項等を定め、竹田市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

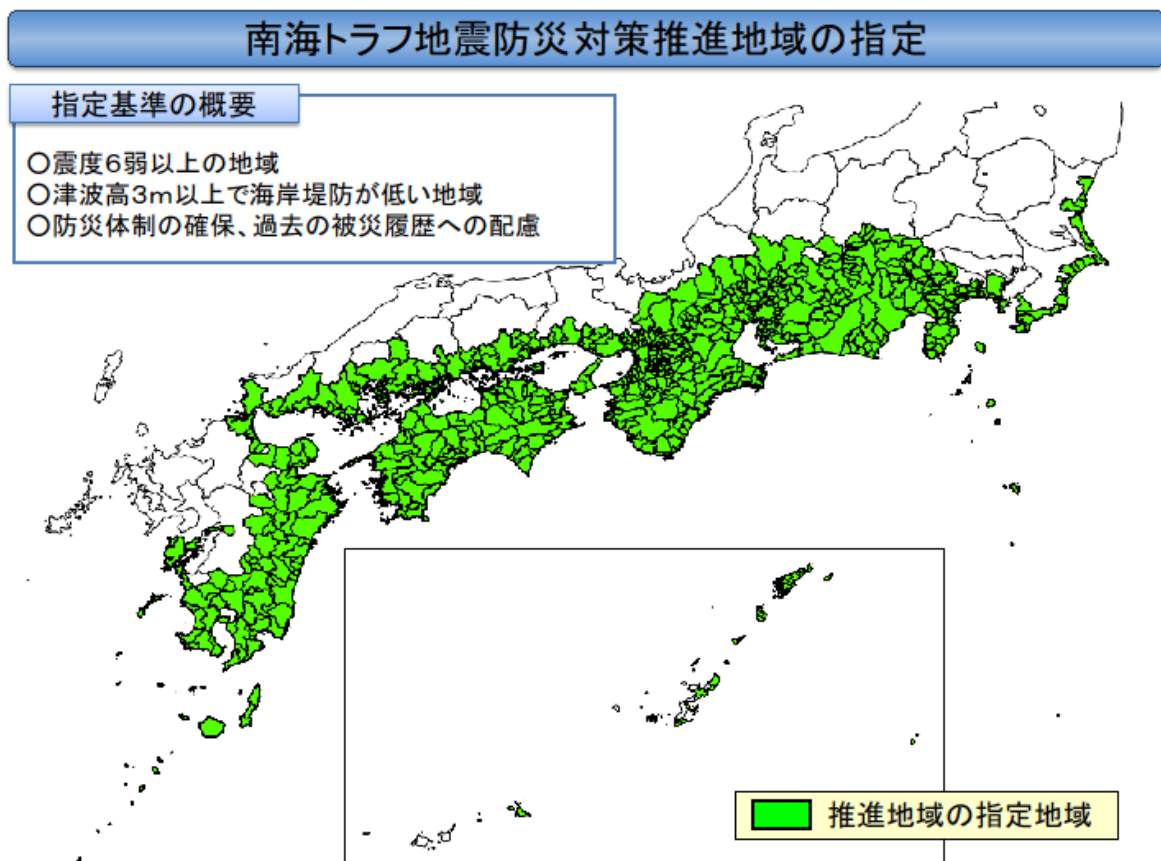
なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第3部によるものとする。

第2節 地震防災対策推進地域

《担当部局:全課》

地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

竹田市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる。



第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

《担当部局:全課》

地震防災に関する市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

《担当部局：全課》

第1節 資機材、人員等の配備手配

市及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる要員の確保及び配備を行うものとする。

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、食料の調達・供給確保に関する事項については、「第2部第4章第3節 食料供給」により行うものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第2部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・供給に関する事項は、「第2部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品供給」によるものとする。

2 人員の配備

- (1) 市は、災害応急対策に係わる要員の確保を図り、適正な配備に努めるものとする。
- (2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保に関する事項は、「第2部第2章第9節 技術者、技能者及び労働者の確保」によるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、竹田市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定めるものとする。
- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第2部第2章第12節 救済用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第2部第2章第7章 広域応援体制の確立」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第2部第2章第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震の発生により、交通機関が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第2部第2章第11節 帰宅困難者対策」によるものとする。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

《担当部局:総務課、各支所、関係課》

○概要

(1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合を想定し必要な対策を行うものとする。

具体的には気象庁が次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりしたすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）等に備えて、災害応急対策を実施する。

臨時情報の種類	具体的な基準
調査中	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合。 ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合

(2) 基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に委縮することは防がなければならない。そのため市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達は「第2部第2章第4節 地震情報の収集及び関係機関への伝達等」および「第2部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達は、前節第1に同じ。災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、「第3編第2部第2章活動体制の確立」によるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第2部第2章第15節 広報活動・災害記録活動」により周知するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第2部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備するものとする。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

竹田市においては、後発地震の発生からの避難では間に合わないような事前避難対象地域はないが、避難所を開設して要配慮者等については事前の避難を促す等、後発地震発生時の混乱を極力防止することに努める。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民に対

して日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、前節第1に同じ。災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、「第3編第2部第2章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第2部第2章第15節 広報活動・災害記録活動」により周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた機関と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対して日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

《担当部局：建設課、総務課、上下水道課、関係課》

地震防災対策上緊急に整備すべき施設の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

- 1 市及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。
 - (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
 - (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - イ 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - ロ 道路・橋梁、鉄道等主要な施設の耐震化
 - (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進
- 2 市及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。
 - (1) 緊急避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
 - (2) 避難路の整備

市は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
 - (3) 消防用施設の整備

市及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
 - (4) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
 - (5) 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、「第2部第3章第1節 地震に関する情報の収集・住民への伝達等」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。

 - イ 市告知端末
 - ロ その他の防災機関等の通信施設

第5章 防災訓練

《担当部局：総務課、各支所、消防本部、関係課》

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「第1部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。
その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報

《担当部局：総務課、各支所、消防本部、学校教育課、関係課》

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第1部第3章第3節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法等により、実践的な教育を行うものとする。